

第六十五回国会 大蔵委員会 議 録 第三号

昭和四十六年二月五日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 宇野 宗佑君

理事 丹羽 久章君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 木野 晴夫君

理事 木村武千代君

理事 坂元 親男君

理事 登坂重次郎君

理事 中村 寅太君

理事 松本 十郎君

理事 吉田 重延君

理事 佐藤 鋼樹君

理事 堀 昌雄君

理事 古川 雅司君

理事 出府政府委員

理事 大蔵政務次官

理事 大蔵省証券局長

理事 委員外の出席者

理事 法務省民事局参事官

理事 大蔵大臣官房審議官

理事 大蔵委員会調査室長

理事 味村 治君

理事 茂田 俊君

理事 末松 經正君

理事 中川 一郎君

理事 志場喜徳郎君

理事 上村千一郎君

理事 藤井 勝志君

理事 廣瀬 秀吉君

理事 竹本 孫一君

理事 木部 佳昭君

理事 佐伯 宗義君

理事 高橋清一郎君

理事 中島源太郎君

理事 坊 秀男君

理事 村上信二郎君

阿部 助哉君
藤田 高敏君
貝沼 次郎君
小林 政子君
阿部 助哉君
藤田 高敏君
貝沼 次郎君
小林 政子君
阿部 助哉君
藤田 高敏君
貝沼 次郎君
小林 政子君

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号) 同月四日

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(内閣提出、議決第一号)(予)

同日

映画等の入場税減免に関する請願(受田新吉君紹介)(第二〇八号)

同(佐々木三三三君紹介)(第二〇九号)

同(千葉七郎君紹介)(第二六七号)

同(長谷川四郎君紹介)(第二六八号)

同(三ッ林弥太郎君紹介)(第三二〇号)

同(早稲田柳右エ門君紹介)(第三二二号)

同(三ッ林弥太郎君紹介)(第三二二号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

同(横山利秋君紹介)(第三七六号)

○毛利委員長 これより会議を開きます。この際、昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事等御協議願い、お手元に配付いたしましたような草案を得ました次第であります。

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十四年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の米生産調整奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和四十五年度に政府から交付される米生産調整奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得として取り扱い、法人については圧縮配分の特例を認めることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約五億円である。

○毛利委員長 本起草案は、昭和四十五年度に政府から交付される米生産調整奨励補助金について、税制上、次の負担軽減措置を講ずるものである。

すなわち、第一に、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用、休耕田の管理費等は、一時所得の必要経費とみなし、第二に、農業

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和四十六年二月五日

生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には、圧縮記帳の特例を認めることとした。また、本特例措置による国税の減収は約五億円と見込まれます。

以上が、本草案の内容であります。
この際、本案は歳入の減少を伴うこととなりますので、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があれば発言を許します。中川大蔵政務次官。
○中川政府委員 本法律案につきましては、米の生産調整対策の必要性に顧み、あえて反対しません。以上でございます。

○毛利委員 長 おはかりいたします。
この起草案を委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案として決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○毛利委員 長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員 長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○毛利委員 長 預金保険法案及び貸付信託法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

預金保険法案 預金保険法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 預金保険機構

第一節 総則（第三条―第八条）

第二節 設立（第九条―第十三条）

第三節 運営委員会（第十四条―第二十三条）

第四節 役員等（第二十四条―第三十三条）

第五節 業務（第三十四条―第三十七条）

第六節 財務及び会計（第三十八条―第四十条）

四章 監督（第四十五条―第四十六条）

第八章 附則（第四十七条―第四十八条）

第三章 預金保険（第四十九条―第五十九条）

第四章 罰則（第六十条―第六十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、預金者等の保護を図るため、金融機関の預金等の払戻しにつき保険を行なう制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く）をいう。

一 銀行法（昭和二年法律第二十一号）第二条の免許を受けた銀行

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

三 外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第二条第一項に規定する外国為替銀行

四 相互銀行

五 信用金庫

六 信用協同組合

2 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 預金（貯金を含む。）

二 定期預金

三 相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項第一号に規定する掛金

四 信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約により受け入れた金銭

3 この法律において「預金者等」とは、預金者その他の預金等に係る債権者をいう。

第二章 預金保険機構

第一節 総則

第三条 預金保険機構（以下「機構」という。）は、法人とする。

第四条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

（資本金）

第五条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

（名称）

第六条 機構は、その名称中に預金保険機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に預金保険機構という文字を用いてはならない。

（登記）

第七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

第二節 設立

（発起人）

第九条 機構を設立するには、金融に關して専門的な知識と経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

（定款の作成等）

第十条 発起人は、すみやかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び出資に関する事項

五 運営委員会に関する事項

六 役員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

（設立の認可）

第十一条 発起人は、前条第一項の募集が終わつたときは、すみやかに、定款を大蔵大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

（事務の引継ぎ）

第十二条 発起人は、前条の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

（設立の登記）

第十三条 機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることにより成立す

る。

第三節 運営委員会

(設置)

第十四条 機構に、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(権限)

第十五条 次章に規定するもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の作成及び変更
- 三 予算及び資金計画
- 四 決算
- 五 その他委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第十六条 委員会は、委員七人以上並びに機構の理事長及び理事をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、機構の理事長をもつて充てる。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員及び機構の理事のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第十七条 委員は、金融に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が大蔵大臣の認可を受けて任命する。

(委員の任期)

第十八条 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第十九条 機構の理事長は、委員が次の各号の一に該当するに至つたときは、大蔵大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。

- 一 破産の宣告を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

(職務上の義務違反があるとき)

四 職務上の義務違反があるとき。

20条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(議決の方法)

第二十一条 委員会は、委員長又は第十六条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員及び機構の理事のうち四人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員長、委員及び機構の理事の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 大蔵大臣が指名するその職員は、第一項の会議に出席し、意見を述べることができる。

(委員の秘密保持義務)

第二十二条 委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。

(委員の公務員たる性質)

第二十三条 委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 役員等

(役員)

第二十四条 機構に、役員として理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十五条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、機構を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、機構の業務を監査する。

(役員等の任命等)

第二十六条 理事長は、日本銀行副総裁をもつて充てる。

2 理事は、理事長が大蔵大臣の認可を受けて任命する。

3 監事は、大蔵大臣が任命する。

(理事等の任期)

第二十七条 理事及び監事の任期は、三年とする。

2 理事及び監事は、再任されることができる。

(理事等の欠格事項)

第二十八条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）は、理事又は監事となることができない。

(理事等の解任)

第二十九条 大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十九条各号の一に該当するに至つたとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、第二十六条の例により、その役員を解任することができる。

(理事の兼職禁止)

第三十条 理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十一条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(職員等の任命)

第三十二条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員等の秘密保持義務等)

第三十三条 第二十二條及び第二十三條の規定は、役員及び職員について準用する。

第五節 業務

(業務の範囲)

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 次章の規定による保険

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の委託)

第三十五条 機構は、大蔵大臣の認可を受けて、日本銀行又は金融機関等（金融機関並びに信用金庫連合会及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合連合会をいう。以下同じ。）に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 日本銀行及び金融機関等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

3 第二十三条の規定は、第一項の規定による委託を受けた金融機関等の役員又は職員で、当該業務に従事するものについて準用する。

(業務方法書)

第三十六条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、保険料に関する事項その他大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

(資料の提出の請求等)

第三十七条 機構は、その業務を行なうため必要があるときは、金融機関に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた金融機関は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

3 国、都道府県又は日本銀行は、機構がその業務を行なうため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第六節 財務及び会計

(事業年度)

第三十八条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第三十九条 機構は、毎事業年度、予算及び資金計算を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に大蔵大臣に提出しなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を大蔵大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(責任準備金の積立て)

第四十一条 機構は、大蔵省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

(借入金)

第四十二条 機構は、保険金の支払に關し必要があるとき、大蔵大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れをすることができる。

2 日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条の規定にかかわらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができる。

(余裕金の運用)

第四十三条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 1 国債その他大蔵大臣の指定する有価証券の保有
- 2 大蔵大臣の指定する金融機関等への預金
- 3 その他大蔵省令で定める方法

(大蔵省令への委任)

第四十四条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第七節 監督

(監督)

第四十五条 機構は、大蔵大臣が監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、機構に対し、その業務に關して監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十六条 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、機構に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八節 補則

(定款の変更)

第四十七条 定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(解散)

第四十八条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に出し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

第三章 預金保険

(保険関係)

第四十九条 金融機関がその業務を営み又は事業を行なうときは、当該金融機関が預金等に係る債務を負うことにより、各預金者等ごとに一定の金額の範囲内において、当該預金等の払戻し

につき、機構と当該金融機関及び預金者等との間に保険関係が成立するものとする。

2 前項の保険関係においては、預金等の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。

一 金融機関の預金等の払戻しの停止(以下「第一種保険事故」という。)

二 金融機関の営業免許の取消し(信用金庫にあつては、事業免許の取消しとし、信用協同組合にあつては、解散の命令とする。第五十条第二項第一号において同じ。)、破産の宣告又は解散の決議(以下「第二種保険事故」という。)

(保険料の納付)

第五十条 金融機関は、営業年度(信用金庫及び信用協同組合にあつては、事業年度。以下同じ。))ごとに、当該営業年度の開始後三月以内に、機構に対し、大蔵省令で定める書類を提出して、保険料を納付しなければならない。

2 機構は、保険事故が発生したときは、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該保険事故に係る金融機関の保険料を免除することができる。

(保険料の額)

第五十一条 保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の直前の営業年度の末日における預金等(外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。)の額の合計額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率(以下この条において「保険料率」という。)を乗じて計算した金額とする。

2 保険料率は、長期的に保険料収入が保険金を償ふように、かつ、特定の金融機関に対し差別的取扱いをしないように定められなければならない。

3 機構は、第四十二条第一項の資金の借入れをした場合において、その借入金をすみやかに返済することが困難であると認められるときは、

委員会の議決を経て、保険料率を変更するものとする。

4 機構は、保険料率を定め、又はこれを変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

5 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る保険料率を公告しなければならない。

(延滞金)

第五十二条 金融機関は、保険料をその納期限までに納付しない場合には、機構に対し、延滞金を納付しなければならない。

2 延滞金の額は、未納の保険料の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

(保険金の支払)

第五十三条 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る預金者等に対し、その請求に基づいて、保険金の支払をするものとする。ただし、第一種保険事故については、機構が第五十六条第一項の規定により保険金の支払をする旨の決定をするを要件とする。

2 前項に規定する保険事故には、当該保険事故が発生した金融機関につき、その発生した後(同項ただし書の規定が適用される場合には、機構が同項ただし書の決定をした後)に当該保険事故に關連して他の保険事故が発生した場合における当該他の保険事故(第五十七条第一項第二号において「關連保険事故」という。)を含まないものとする。

3 第一項の請求は、第五十七条第一項又は第三項の規定により公告した支払期間内で行なわれなければならない。ただし、その支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

(保険金の額)

第五十四条 保険金の額は、一の保険事故が発生

した金融機関の各預金者等につき、その発生した日において現にその者が当該金融機関に対して有する預金等（外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。）に係る債権のうち元本の額（その額が同一人について二以上ある場合には、その合計額）で、前条第一項の請求があつたものに相当する金額とする。

2 保険事故に係る預金者等が次の各号に該当する場合におけるその者の保険金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による金額から当該各号に掲げる額を控除した金額に相当する金額とする。

一 当該金融機関に対して債務を負つており、その債務の額

二 当該金融機関に対して第三者のためにその預金等の全部又は一部を担保に提供しているとき。その担保に提供している預金等の額

3 前二項の規定による保険金の額が政令で定める金額をこえるときは、その金額を当該保険金の額とする。

（保険事故の通知）

第五十五条 金融機関は、当該金融機関に係る保険事故が発生したときは、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

一 その監督に係る金融機関の営業免許の取消し又は解散の決議に係る認可をしたとき。

二 当該金融機関から預金等の払戻しの停止につき届出を受けたとき。

三 裁判所から破産法（大正十一年法律第七十一号）第二百二十五条第一項の規定による通知を受けたとき。

（支払の決定）

第五十六条 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一月以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき保険金の支払をするかどうかを決定しなければならない。

一 第一種保険事故に関する前条の規定による通知があつたとき。その通知があつた日

二 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故が発生したことを機構が知つたとき。その知つた日

2 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を大蔵大臣（当該決定が都道府県知事の監督に係る金融機関に関するものである場合には、大蔵大臣及び都道府県知事）に報告しなければならない。

（支払の公告等）

第五十七条 機構は、次に掲げる場合には、すみやかに、委員会の議決を経て保険金の支払期間、支払場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

一 前条第一項の規定により第一種保険事故に係る保険金の支払をする旨を決定したとき。

二 第二種保険事故（関連保険事故を除く。次号において同じ。）に関して第五十五条の規定による通知があつたとき。

三 前号に掲げる場合のほか、第二種保険事故が発生したことを機構が知つたとき。

2 機構は、前項の公告をした後に当該金融機関が破産の宣告を受け、又は当該金融機関について和議開始の決定があつたときは、政令で定めるところにより、その公告した支払期間を変更することができる。

3 機構は、前項の規定により支払期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項に規定する事項を定めた場合及び第二項の規定により支払期間を変更した場合について準用する。

（債権の取得）

第五十八条 機構は、保険金の支払をしたときは、その支払金額に応じ、預金者等が金融機関に対して有する当該預金等に係る債権（利息、

収益の分配その他これらに準ずるもので政令で定めるものを除く。）を取得する。

（政令への委任）

第五十九条 この法律に規定するもののほか、この章の規定による保険に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則

第六十条 第二十二條（第三十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十六條第二項（第五十七條第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第六十二条 第三十七條第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十三条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同条の刑を科する。

第六十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第七條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十四條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第四十條に規定する書類を提出せず、又は

虚偽の書類を提出したとき。

五 第四十一條の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

六 第四十三條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第四十五條第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第六十五条 第五十五條第一項の規定による通知をしなかつた場合には、その違反行為をした金融機関の役員は、三万円以下の過料に処する。

第六十六条 第六條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

第二条 機構の成立の際現に保険事故が発生している金融機関その他これに準ずるものとして政令で定める金融機関については、この法律の規定は、適用しない。

2 前項に規定する金融機関のうち、機構の成立の後にその業務又は事業及び財産の状況が再び正常になつたと認められるもので、大蔵大臣が指定するものについては、その指定の日から、この法律の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に預金保険機構という文字を用いている者については、第六條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 機構の最初の事業年度は、第三十八條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 機構の最初の事業年度の予算及び資金計画については、第三十九條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

第六条 金融機関は、第五十條第一項の規定にか

かわらず、機構の成立後一月以内に、機構の成立の日を含む営業年度において納付すべき保険料を納付しなければならぬ。

2 前項の保険料の額については、第五十一条第一項中「当該保険料を納付すべき日」とあるのは「機構の成立の日」と、「月数」とあるのは「月数のうち同日を含む月以後の月数」とする。

(関係法律の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中輸入組合(組合員に出生をさせないものに限る。)の項の次に次のように加える。

預金保険機構
預金保険法(昭和四十六年法律第...号)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中輸入組合(組合員に出生をさせないものに限る。)の項の次に次のように加える。

預金保険機構
預金保険法(昭和四十六年法律第...号)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「並びに小規模企業共済事業団」を「小規模企業共済事業団並びに預金保険機構」に改める。

第十条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条の二を第四十条の三とし、第四十条の次に次の一号を加える。

四十の二 預金保険機構を監督すること。

第十二条第一項中第六号の七を第六号の八とし、第六号の六の次に次の一号を加える。

六の七 預金保険機構を監督すること。

理由

預金者等の保護を図るため、預金保険機構を設立し、金融機関の預金等の払戻しを保障するため、保険に関する業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

貸付信託法の一部を改正する法律案

貸付信託法(昭和二十七年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「産業投資」を「投資」に、「資源の開発その他重要な産業」を「国民経済の健全な発展に必要な分野」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 受託者は、貸付信託の信託財産を、もつぱら貸付け又は手形の割引の方法により運用しなければならぬ。

2 受託者は、前項の方法によるほか、支払準備その他の必要があると思われる場合には、貸付信託の信託財産を、有価証券の取得の方法により運用することができる。

3 前二項の規定は、貸付信託に係る信託契約の取扱期間中における当該信託契約に係る信託財産及び貸付信託の信託財産の運用上生じた余剰金については、適用しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

最近における国民経済の推移にかえりみ、貸付信託の資金を供給する分野を改めるとともに、信託財産の運用方法として有価証券の取得の方法を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○毛利委員長 ます、政府より提案理由の説明を求めます。中川大蔵政務次官。

○中川政府委員 ただいま議題となりました預金保険法案外一法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、預金保険法案につきまして御説明申し上げます。

金融制度調査会は、新しい経済環境下における一般民間金融機関の問題を中心とし、広く金融の各分野にわたる基本的な問題を取り上げ、二年九カ月に及ぶ検討の後、昨年七月、一般民間金融機関のあり方等に関する答申を行なったのであります。この答申におきまして、特に預金保険制度について、預金者保護の観点からその創設の必要性を認め、その具体的方式についての基本的方向を示しております。もちろん、政府といたしましては、預金者保護のために金融機関の経営の健全化を一段と推進するよう、今後とも監督、検査権の適正な行使をはかってまいるのであります。しかしながら、最近における銀行預金等の大衆化の進展、支払い手段としての地位の増大等にかんがみ、金融制度調査会の答申に基づいて、この際、預金保険制度を創設することにより、万一の場合に備えて預金者保護に遺憾なきを期することが必要であると考え、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、その大要を御説明申し上げます。

第一に、預金保険制度を運営する主体として、預金保険機構という名称の法人を設立する道を開くこととしたいたします。

この機構の資本金は、政府、日本銀行及び民間金融機関の三者がそれぞれ同額の出資をすることと予定しておりますが、このうち政府出資につきましては、四十六年度予算におきまして一億五千万円を計上しております。

機構の組織につきましては、できるだけ簡素なものにするように、自主性を尊重するため、常勤の役員はごく少数とするよう配慮いたしております。

第二に、預金保険の保険関係の内容について定めております。

この関係では、まず対象となる金融機関を、普通銀行、信託銀行、長期信用銀行、外国為替銀行、相互銀行、信用金庫及び信用組合としております。

次に、保険金の額については、預金、定期積金、掛け金並びに元本補てん契約のある金銭信託及び貸付信託について、各預金者ごとに合算した額としておりますが、この場合、一般大衆預金者の保護という制度の目的から一定額を限度とするにとりましております。また、金融機関の納付する保険料については、金融機関の期末の預金残高を基礎とし、機構が大蔵大臣の認可を受けて定める料率により計算することとしております。

なお、保険金の支払いの原因となる保険事故については、金融機関の預金等の払い戻しの停止並びに破産宣告、免許の取り消し及び解散の決議としておりますが、このうち預金の払い戻しの停止については、機構の支払いを行なう旨の決定があることを要件としております。

次に、貸付信託法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

さきに、預金保険法案につきましてその趣旨を説明いたしました際申し述べました昨年七月の金融制度調査会の一般民間金融機関のあり方等に関する答申を中心として検討した結果、貸付信託法につき所要の改正を行なうこととし、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、その大要を御説明申し上げます。

第一は、貸付信託の資金を供給する分野についての改正であります。

最近における産業構造の変化、資金需要の多様化に伴う国民経済的要請に即応するため、個人の住宅建設などのためにも融資を行なうことができ

○阿部(助)委員 限度というのはどういふことなのかお伺いしたいのですが、実は、こういう法律

○阿部(助)委員　そういうことであれば、これからぜひお願いしたい。実は私、この答申をきのうも

すとか、そういうことがありました場合には、それに対する民事上の責任追及を厳格にし、また刑

決算が適正に組まれるということを目的とする、またそれが適正に公示されるということを担保し

ようという制度でございます、ねらいの点におきましては同一方向をねらっておるということに間違いのないと思ひますけれども、法律の体系が異なりまゝで法律上の直接の関連はない、かゝうに考へておる次第でございます。

○阿部(助)委員 法務省の方、いかがですか。

○味村説明員 お答えいたします。

商法の改正につきましては、昭和四十一年の秋から、業務の適正、經理の適正をはかりましたために、法制審議会において審議を開始いたしました。昭和四十五年の三月に答申を得ました。政府といたしましてはこの答申に基づきまして、今国会に商法の一部を改正する法律案を提出するよう努力をいたしております。

ただいまの証券取引法との関係でございますが、これはただいま証券局長の仰せられたとおりでございます。經理自体が適正であるというところが必要なことは当然でございます。せつかくディスクロージャー制度は十分であるけれども、そのディスクロージャーされる内容が不適正であるということでは何にもならないということはあるまいかと思ひます。ディスクロージャーされる内容は、これは株主總會において商法の規定に基づきまして承認を得る決算書類ということになりますので、それを適正にするための規定が商法に置かれるということは、証券取引法の改正と相まちまして、ディスクロージャー制度を改善するものであるというように考へております。

○阿部(助)委員 だから、法律上の体系はどうだこうだとおっしゃるけれども、いろいろな点で、粉飾決算の防止であるとかあるいは投資家の保護という点では、やはりいろいろな規定が関連をし、それが相矛盾をしておつては困るのではないですか。いかがですか。

○志場政府委員 仰せのとおりでございます。矛盾撞着があつてはならないと思ひます。ただ、同じ方向を目指しますけれども、それぞれの法域がございまして、その中におきまして同じ方向に向かつてそれぞれ所要の規定を十分整備してい

くということであるべきではなからうかと思ひます。

○阿部(助)委員 この問題はあとで詳しくお伺いしますが、その前に証券局長、どうですか、この法案作成にあつては投資家保護ということに非常に重点を置いておられたようでありまして、大衆投資家の要望なんというのは聞いたことがござい

○志場政府委員 証券取引審議会は、証券取引法に規定されてございまして、百六十五条に、「有価証券の発行及び売買その他の取引に關する重要事項に關し調査審議させるため、大蔵省の附屬機關として、証券取引審議會議を置く」と、こゝなつておりました。その「委員は、學識経験のある者のうちから、大蔵大臣がこれを任命する。」か

よりなつております。先ほど阿部委員から御指摘のございましたとおり、現在の委員の顔ぶれを見ますと、どちらかと申しますと金融機關あるいは証券界あるいは學者の方々、取引所の關係者というふうな少し片寄り過ぎるではないか、かゝうな御批判も確かにあるかと思ひわけでございます。

それだけに私も私にいたしましては、いま仰せの通りに、それが單なる、大衆なり、そゝういふ点を離れた議論に終わつてはいけないうら、かゝういふことを考へまして、この問題の検討につきましては別個に専門委員會というものを設置していただきまして、その場に広く産業界その他の方々も入つていただく、かゝうにしたわけでございます。

それによつて、廣く大衆投資家にアンケートでも出してよく意見を聞いたか、かゝうな御疑問は残るかと思ひますが、実はさういふ手続はいたしておりませんけれども、それぞれの証券業界でございまして証券關係者におきましては、それぞれの立場立場で十分さういふことは反映していただけたものと信じております。

○阿部(助)委員 現在株式市場上場株式の会社と、そのうち半期決算の会社と一年決算の会社とはどの程度の比率、あるいは数字を出して

ただければ一番いいですが、どの程度になつておるのですか。

○志場政府委員 お答え申し上げます。

従来有価証券報告書を提出していただいております会社の数字から申しますと、合計で会社数は二千四百五十社でございますが、そのうち年一回の決算の会社は千六百六十六社でございます。年二回の決算の会社は千三百八十四社、構成比で申し上げますと、年一回決算の会社は四三・五％であり、年二回決算の会社は五六・五％となつております。

○阿部(助)委員 今回第二十四条の五の規定を設けたというところは、逐次一年決算に移行をさせようという方針なんですか。いかがですか。

○志場政府委員 この規定によりまして一年決算に移行をさせよう、そゝういふことを実はねらいとしておるものではございません。ただいま申し上げましたように、實際問題といたしまして年二回の決算会社がかなりございまして、今後会社の決算事務の事務量が膨大化する、コンピュータの使用、利用が多くなるというふうなことになるまいかと思ひます。

傾向といたしまして年二回の決算に移行するという会社が自然にふえるであらう。現在は大體半々ということでございますけれども、將來ふえるであらうということを想定いたしましての規定でございます。これによつて促進しよう、あるいはそゝういふことに振り向けていこうという積極的意圖を持っておるものではございません。

○阿部(助)委員 そゝうするとこの中で、一年決算の場合に半期報告をさせるわけですね。これと決算報告とはどういふ点が違ふわけですか。

○志場政府委員 先ほど法務省の民事局からも御答弁がございましたように、有価証券報告書として出されます内容は、当該会社の株主總會で確定いたしました財務に關する事項、つまり損益計算及び貸借対照表を公認會計士の監査証明をつけた上で公衆縦覧に供するというところでござい

続が、事業年度が終了したとき一回だけしか行なわれません。中間の六カ月の間におきましては、会社自体が仮決算的なことは何らかの基準を設けて行なつておると思ひますけれども、手続的には規定はないわけでございます。さういふ点が違ひますので、また一年一回の決算にしているという趣旨は、一年二回の決算事務では非常に事務量が膨大化したしまして、企業負担もこれありといふような点もございまして、あれこれ考へますと、やはり半期の報告書といふものは会社それぞれの実情に応じまして定めておりますルールに従つた、いわばその点におきまして必ずしも成規の決算手続ではないところの仮決算的な、内決算的なものを中心とした概略的な報告書の内容にとどめるを得ないであらう、かゝうに実は考へておる次第でございます。と申しましたも

決していいかげんなあやふやな、うそをついてもいいということではもちろんないわけでございますけれども、原価計算でありますとかたなのおろしでありますとか、あるいは減価償却の計算でございますとか、さういふ点につきましては、やはり一年一回の決算時期でありまして適法な精密な計算も不可能でありますので、その辺の調整をつけましたものを半期報告書として提出していただく、かゝうに考へておる次第でございます。

○阿部(助)委員 結論からいへば、簡略なものを出すということでございますね。それと、その場合には当然公認會計士の監査報告はついていないということになりますね。

○志場政府委員 さうでございます。

○阿部(助)委員 その半期報告書の大體の内容、こゝういふものを記載しなければいけませんこととは大蔵省令で定めると、こゝ書いてあるのですね。この大蔵省令はこゝで出していただけませんか。

○志場政府委員 実はこの法律を国会で制定していただきますと、附則第一項にございまして「公布の日から起算して四月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。」かゝうになつてお

ります。しかしながら、四カ月ずつとほりつておいて、それまでの間大蔵省令で何もきめなくともいい、直前にきめればいいものとしては考えておりません。実は、ただいま申しましたように、半期報告書につきましてはそれをどの程度の簡略化と申しますか、あるいは精密度と申しますかを要求するか、これは会社の都合と投資家の便利さというものの兼ね合いをどこに置くかということがいろいろと問題がある次第でございます。さうなわけで、私もこの法案を作成する過程におきまして一応の試案を持まして、それぞれ産業界、有価証券発行会社の代表的な方々と議論し、詰めておるといふ段階でございます。さうなわけで、本日ただいま、こういうことで確定的でございますという程度のもを出しする段階でございますが、ごくラフな私どもの試案でございます。さういふことを申し上げます。

○阿部(助)委員 いま案がコンクリートされていらないというならそれはやむを得ないですが、しかしこれは法案を通す段階でそれくらいのもので、大体こんな方向で考える、こういう方向でいきたいと思うんだというくらいのもので、私先ほど言っているように、それはやはり法案につけて出さなければ、一体投資家保護なんというものを幾ら言っても、これは簡略になるのですよ。簡略だということとはそこいらの間違いも起きやすい。私、詳しくは、不正があつたとは存じませんけれども、たとえば国際的な信用をあれだけ落としておるミツミの問題でも、半期決算から一年決算にした、そのとたんにあんなことが起きてくるというふうなことになるかと、これは一年決算というに移行すること自体もどうかと思ふ。投資家保護という点からいって、これが簡略にされるということになれば、そこにいろいろな抜け道も出ないという保証はないわけです。そういう点で私は先ほどから、国会審議を十分にされるならばそういうものは当然こへつけてくるべきだ、こういうことを冒頭に要請したわけでは

て、それくらいのもを出さないで法案審議をしてくれなんというのは大体国会をなめておるといふことになるのではないですか。

○志場政府委員 決してさうなことではございませんが、現在の証券取引法におきましても、有価証券届出書あるいは有価証券報告書の書式、様式、内容につきましては、法律によりまして大蔵省令に委任されております。今回の第二十四条の五の半期報告書につきましても、法律上のていさといいたしましては現行の証券取引法のそれらになつたものでございます。

ただいまのお尋ねは、大蔵省令へ委任することはともかくといたしまして、その内容の試案をどういふことでございませうか、先ほど申しましたような条件と申しませうか、前提で至急にお目にかけたらと思ひます。

○阿部(助)委員 投資家保護だ、皆さんはそう思つておられるかも知れない。しかし私のほうからこれをいろいろ調べてみると、必ずしも投資家保護じゃないんで、逆行しておる面が多々ある。私はこういう見方をせざるを得ない面があるわけですね。そうすると、皆さんは省令をどういふ方向でこういうものを出すといふことまで出してくれないと、簡略になる、公認会計士の監査もついていないといふことになる、粉飾決算をどうのこうのといふながら、そこでいろいろなやりくりをして配当するといふよりなこともなきにしもあらずだ。株価操作をやらないという保証も私はないと思ふ。そうするとこれは投資家保護じゃないじゃないかといふことになってきます。だから、そういうものをきちんと出してからこの法案の審議を私はすべきだと思ふのですが、これは委員長、どうですか、この辺でそれを出してもらつてからじっくりやりたいと思ふのですがね。それを見ないことには投資家保護という一番肝心なめどころがどうも確信が持てないので、それを出していただいて、見せていただいてから審議をしたいと思ふのです。

○志場政府委員 現在の法律では、一年決算法人

につきましては年一回の有価証券報告書の提出だけが義務づけられておるわけでございます。現状におきましては先ほど申しましたように、報告書を出していただいている会社の約半数近くがそういう状況でございます。今回の二十四条の五は、新たに、さうな会社に半期におきまして報告を義務づけるという、実はゆるめるものではございませんで、義務づけ、開示の機会をふやすといふことであります。ただ問題は、この仕組みについてはどうかというお尋ねでございますけれども、それは半期の報告書である、成規の決算の手続を踏んだものではないといふことから、成規のと申しませうか、一年決算の際の損益計算書あるいは貸借対照表ほどの精密度を要求することは実情に即さないと思ひますけれども、投資家の保護に欠けない程度におきましてその間の調和をはかりながら、ございまして、二十四条の五の創設の趣旨といふことをよく取りいただきたいと思います。

○阿部(助)委員 この答申の八ページにこう書いてあるんですね。「しかしながら、別途、商法の改正が会社法にいわゆる中間配当を認めて一年決算への移行を容易ならしめようといふことをあわせて考えると、半期報告書の記載内容は、制度の趣旨に照らし有価証券報告書よりも簡略なものとする必要があると考える。」こういうのです。さっきあなたは一年決算の方向で誘導するのではないと言つておられるけれども、答申のこれを見ると、「一年決算への移行を容易ならしめよう」といふことをあわせて考えると」といふことを答申は書いておるのです。これはどうなんですか。あなたの話はちよつと矛盾しているのじゃないですか。

○志場政府委員 それは矛盾しておらないと思ひます。実は第二十四条の五は、現在でもかなりの数の会社が一年決算会社であり、また今後自然、傾向といたしまして、事務の複雑化、膨大化というよりなところから一年決算が自然的にふえる傾向も考えられる、さうな場合に一年一回の有価証券報告書では不十分であるといふことに着目して

おるのでございます。いまお説になりました答申でございますが、これは別途、商法におきましていわゆる中間配当の制度を設ける、かようなことが考えられておるわけでございます。そうなりますと、自然的にもふえるであろうと想定される一年決算への移行ということがその面からあるいは進んでくるかもしれない、そういうことが想定される面もございまして、しかしそれはさうなるとならないにかかわらず、現状を考え、また将来の自然的な傾向も考えまして、この際半期報告書を義務づける必要がますます多い、かように判断したような次第でございます。

○阿部(助)委員 どうもそこが私には納得できないのです。このいま説んだところを見ますと、一つはやはり商法との関連がさういふところにある点、もう一つは、非常に簡略なものになるんだ、だからどの程度簡略なものにするのか、それによつて、場合によれば投資家に迷惑をかける点かという保証はないじゃないかという点。この二点がこれを読むと私はひつかかってくるわけですね。商法との関連がございせんかと言つてみてもこれは納得ができません。もう一つは簡略だといふが、簡略だといふことは執行する取締役会といふよりなものには非常に荷が軽くなるけれども、その反面投資家には場合によれば不利になる。皆さんは、粉飾決算して損害を与えたと被害を与えたとお尋ねが、そのときの被害者はだれで、加害者はだれだれなんですか。

○志場政府委員 繰り返して申し上げるようでございますが、答申で「別途、商法の改正が」と書いておりますが、これは、もし中間配当といふことが改正によりまして商法上認められましたならば、ただでさえふえるであろうと思はれる一年決算法人がふえてくるであろうという想定をいたしているだけでございまして、商法の改正を必然的に予定しておる、あるいは二十四条の五を設けることによりまして一年決算への移行を促進しようとしておるという趣旨では毛頭ございせん。将来の見通しの問題といたしまして別途の事情を考

慮したというにとどまるものと私どもは理解しております。

それからお簡略ということでございますが、二十四条の五に書いてございますように、「六箇月間の当該会社の営業及び経理の状況その他の事項で、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める」、こういうふうに法律上、限定といえますか条件づけられておるわけでございます。で、先ほど申しましたように、成規の決算と違ひます点は二、三点にとどまろうかと思うのでございます。

一つは、精密な減価償却というものが設備ごと、機械ごとにはとうていこれは不可能であろうという点。たなおろし計算も、帳簿上のたなおろし計算ということはおろしと思ひますけれども、それは実地についてたなおろしということまではいかないであらう。なおまたその場合の払い出し価格につきましては実際原価と予定原価というものでございまして、企業は通常、期中は予定原価を制定いたしまして、それに基づいて受け払いをいたしております。それで決算の際には実際の払い出し価格、単価というものを持ってきてまいりまして決算をいたします。主としてたなおろしの計算と、精密な各工場ごと、設備ごとの減価償却計算というものを中間に要求することは無理であらうというふうに考えられます。しかしながら売り上げの状況でございまして、その他の経費の状況あるいは予定原価によるたなおろし資産の払い出しの状況というものは、これは企業が大半月別決算、月次決算ということを内部で行なっております。

さようなわけで、私どももいたしましては、損益計算書及び貸借対照表、いずれも出していただくと思っております。ただその場合の記載内容、程度につきましては、これは注釈といえますか、備考におきまして、たとえばたなおろしの払い出し価格につきましてはこういう計算方式による予定原価をもとにしたものである、あるいは減価償却につきましては、たとえば前期の決算による減

価償却の率というものが会社全体として何%である、あるいは耐用年数を何年であったということがございまして、それを適用してこういう計算をするというふうなぐあい、その二点、無理と思われまして二点につきましては、その計算方式を明らかにした上で、その分を埋めていただく。

したがって、それによるものの営業利益の計算あるいはおのずから負債の状況というものは、当然それは損益計算書及び貸借対照表の面において表示されるということをお願いしております。なお営業の比較につきましては、上期と下期という場合に、季節産業等によりましては収益状況が非常に違ひ場合もございまして、さようなときにおきましては、今期の上半期の状況と前期の上半期の状況とを売り上げなり利益の状況と比較する表をつけてもらうとか、さようなわけで、簡略と申しまして、この二十四条の五の法文で条件づけられておりますように、投資家保護の点から欠けるところがないように、しかし無理なことをしていることは無理であるということも最小限度の制約条件にいたしまして、適切な省令を定めてまいりたい、かように考えておりますことを御了解いただきたいと思います。

○阿部(助)委員 商法の一部を改正する法律案要綱というものを、昭和四十五年三月三十日法制審議会総会決定という、これを見てももらったのですが、さらにそれに追加項目というものが、四十五年十月二十八日法制審議会法務部会決定という、聞くところによれば経団連等の非常な強い要求によってこの追加項目が加えられた、こう聞いているのでありますが、こういうのを見ますと、たとえば一例をあげると、転換社債を発行するなんという場合でも今度は取締役会でこれが決定できるというふうなことになる。総会決定じゃない。だんだん役員会の権限強化ということにはなるかもわからぬけれども、この商法の改正をずっと見てまいると、大企業を中心に、しかもこの役員会等をだんだん権限強化していく。そ

れでなくとも株主総会というものが、一体あれが民主的な運営か、何ぼかでも民主的なからでもあ

るのかということになると、私は疑問を持つわけでありまして。そういう中でさらに役員会を強化していくというふうな、まあ一般株主を軽視したというふうな私はとらざるを得ない案が用意されておるじゃないですか。だから、こういうものと、ほんとうに投資家保護ということを考え、この面を考えていくならば、商法と一緒に出してもらって、両方を検討しながらこの法案を審議するのがほんとうであつて、もう片方だけこれは先行してしまふということになります。ここに監査役員やあるいは公認会計士の筆証責任の問題等も、これは両方におそらく関連をしてくる問題な

公認会計士の監査というのですか——私も詳しくわかりませんが、そういうものは総会の前にやられるのですか、あとにやられるのですか。○志場政府委員 お尋ねの公認会計士による監査証明は、証券取引法第九十三条の二に規定されておるわけでございます。ここには、「この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類には、公認会計士の監査証明を受けなければならない。」と書いてございます。この場合の貸借対照表、損益計算書と申しますのは、もちろん商法の手続によりまして株主総会の決定を経ました、いわば会社として最高の意思決定がございまして、これをさすことは当然でございますので、お尋ねの点につきましては、さような株主総会が終わった後に、公認会計士の監査証明がなされる。したがって、この監査証明を提出する期限は事業年度終了後三ヶ月以内で、通常、事業年度の決算は事業年度終了後二ヶ月以内に行なわれておりますので、おっしゃるよう

○志場政府委員 お尋ねの点でございしますが、冒頭申しましたように、二つの法律案と申しまして、もう片方の商法改正案は、私も改正案自体として拝見しておりますので、いま先生のおあげになりまして法制審議会の答申のとおり法律案

○阿部(助)委員 商法では、株主総会に出す前に公認会計士は監査をして、それをつけて株主総会に出す。商法ではさうきまつておるのではないのですか。いかがですか、法務省の方。

○味村説明員 ただいまの商法ではそのようにきまつておりません。ただいまの商法では、監査役の監査を受けました上で株主総会に提出をいたしまして承認を求めるということになっておるわけでございます。

○阿部(助)委員 そうすると、監査役の監査を受ければ総会に出せるのであつて、商法でも公認会計士は総会に提出する前に監査をしなければい

○味村説明員 ただいま御説明申し上げましたとおり、株主総会に出す前に公認会計士の監査を受けなければならぬというところは、現在の商法ではないわけでございます。そこで、監査役の監査では十分でない場合がございまして、今回の商

法の一部を改正する法律案要綱におきましては、

○阿部(助)委員 そういふ御答弁があれば、この点はどうなんでしょうか。この証取法によりまして、

○阿部(助)委員 そういふ御答弁があれば、この点はどうなんでしょうか。この証取法によりまして、

資本金一億円以上の会社につきまして、公認会計士があらかじめ監査をいたしまして、その監査の結果報告書をつくりまして、それを株主に送るということによりまして、公認会計士の監査の結果が株主総会の承認決議に反映するようにいたしたい、こういう案になっております。

○阿部(助)委員　そうすると、今度の改正案では事前に、総会の前に公認会計士が監査をする、こういうことですね。

○味村説明員　さようでございます。

○阿部(助)委員　そうしますと、商法では、今度改正するとこれは事前に監査をする。証取法ではそのあとでまた監査をする。これは二へんやることになるわけですか。

○志場政府委員　手続的に申しますと二へんという数え方もできるかと思いますが、一方、商法のほうには株主総会に出す決算案でございます。決算案につきましては、現在は監査役の監査意見というものがついていたものが総会に出されまして、そこで承認を受けて決算確定をするということでございますが、この監査役の監査意見というものが公認会計士たる資格を持つている人の監査意見ということになっておるわけでありまして、ただその場合に、第三者、一般の投資家に対してこの監査意見というものが公表されるという仕組みはないわけでございます。証取法の監査証明と申しますのは、公認会計士が第三者の資格をもちまして決算についての監査証明をいたしまして、それを会社に対して提出し、大蔵省に対しても提出し、投資家に対しても提出いたしまして、一般投資家の投資判断に資しようというわけでございます。

その場合に、監査手続でございますが、もし同一人が、監査役として内部監査に当たりました公認会計士が引き続き申しますか、同じくその会社の証券取引法上の公認会計士の監査証明の契約を結んでおる場合におきましては、手続的にはさようなわけで、事前、事後というふうに二回になりまして、一回というところで内容的にはおそ

らく済むのでございましょう。しかしながら、もちろん制度的には、事前に監査役としての会計監査を行ないます公認会計士が必ず証取法上の監査証明を行なう公認会計士と同一人でなければならぬというところは規定しておりますので、別の第三者が証取法上の監査証明を行なうこともあり得るかと思ひます。さようなときはまたイロハのイから監査をするというようになつてまへ上はなりまして、二度手間ということになるかも知れないと思ひますけれども、さようなことになるだらうと思ひます。

○阿部(助)委員　法律のたてまえからいけば、今度商法を改正すれば二度手間になるわけですが、経費もかかるだらうし、そういうことになる。それだけに、私は投資家保護という点からいくと、やはり商法とのからみ合いというものを無視するわけにはいかぬのじゃないか。皆さんは別なんだからかわないと言ひけれども、これは証券責任の問題でもおそろく私はそうなるだらうと思ひますが、同じように歩調を合わせざるを得ないのだらう。そういう点を調整していくことは当然のことなんであつて、そういう点で、やはりこの商法の法案を出されて、それと両方を勘案しながらこれを審議するのがほんとうではないですか。この商法の私がお借りしてきたのは、これは自民党の部会に出されたのだらうですが、われわれのほうにはこういうのはいただいておらないのです。そうするとわれわれは、関連があるものを片方のほうを全然知らないで、めくらになつてこの審議をしたということではこれは国民に相済みぬので、この国会の審議を皆さんが監視をされないんだとおしやるならば、これを同時に提出される。同時に一緒に大体歩調を合わせて審議される。少なくともこの証取法の審議をする段階ではこの商法改正案も国会に提案をしておるといふぐらゐのことは私は当然のことだと思ひますが、少し国会軽視ではないのですか。

○志場政府委員　今回の証取法の改正は、冒頭で申しましたようにデイスクリュー制度を徹底

するというところでございまして、そのために投資家に対する開示の機会をふやす。もしも……(阿部(助)委員「もう一ぺん言つて下さい。」と呼ぶ)投資家に対する企業内容の開示の機会をふやすということ、それから、もしも重要ないわゆる粉飾決算というものがございまして場合には、これに対する民事上、刑事上の責任を強化する、こういう二点でございまして、公認会計士の監査それ自体につきましては改正を行なうとしていゝるものではございません。ただいま先生のお述べになつていらつしやいます商法の監査の充実、現行の監査役による決算手続としての会計監査が有名無実になつていく向きが多いのではないかと、商法の分野における固有の現状認識ないしは反省からこの会計監査を充実しようというための改正でございまして、その点は、繰り返し申しますけれども、法律的に直接関連はない次第でございまして。

○阿部(助)委員　私はその点ではどうもあなたと見解が違ふのでして、これは簡単に關係がございせんといふのを私は認めるわけにはいかぬ。その点はものを出してくれなきや——あなたですらまだこの改正案を見ていないとおつたやつて、見てないのが発言しておられるのだからあまり私はそれを信頼するわけにはまいらないのです。開示の機会を云々、こうおっしゃるけれども、半期で配当するならばやっぱりそこにはそのときの配当の多い少ないが同時に株価に響くもの、私はこう思ひます。そうすれば、その際にやはりきちんとした報告書を出されるのはほんとうであらうと思ひます。特にこの一年の決算の場合と半期決算の場合では、いろいろないまの監査や何かのほうがつつと期間がおくれるわけでしょう。半期決算であれば八カ月ぐらゐで監査のあれが出るわけでしょう。一年の場合には一年三カ月ぐらゐかかるわけでしょう。そうすると投資家には實際正確なものが非常におくられて把握される。あなたが開示の機会を与えるといういまのおことは、私は、私はそうすなおには受け取れなくなつちま

うということなんです。

○志場政府委員　現行制度は、先ほど申しましたように事業年度が終了いたしましたから三カ月以内に有価証券報告書が出されるわけでございます。その点は今回何ら改正いたしてありません。半期報告書の規定でありますところの第二十四条の五もその三カ月という期間は同じく置いておりました。六カ月を超過しました後三カ月以内でございまして、それが開示の機会がふえるわけでございます。六カ月経過してから三カ月、事業年度が終つてから三カ月置いているという趣旨、これは、やはり企業がいかしくも一般投資家に対して内容を開示いたしたためには誤りなきを期さなければならぬという、そういう計算期間と申しますか整理期間と申しますか、そういう点をおもんばかつていふのでございまして、三カ月という期間は現行の事業年度終了後の三カ月と全く同じ体制で規定しているわけでございます。しかしながらいづれにいたしましても、一年決算の法人は従来一年に一ぺんだけしか出していなかった報告書が二回出すことになるという点におきまして、開示の機会をふやすことには間違いないわけでございます。

○阿部(助)委員　一年に一ぺんだったのを、中間報告みたいなものをさせるんだから一歩前進だという御趣旨のようですが、さうですね。

○志場政府委員　この機会に申し上げますと、開示の機会をふやすということは実はこれだけではない、あるいは証券業界に店頭銘柄として登録されて流通量がかなりに達しております会社の中で、現行制度では有価証券報告書の提出義務はないという会社につきましても、今回は新たに提出義務を課するとしておる、並びに臨時報告書の制度を設けまして、投資判断上重要と認められるような一定の事実が生じた場合には、そのつどその内容を報告すべきものとしておる、こと、それからただいま話題になつておりますところの半期報告書の創設ということ、かようなこ

とを通じまして開示の機会を充実する、かように考えておるわけでございます。

○阿部(助)委員 どうせ投資家保護に徹するといふならば、もうちょっときつくとされるぐらいのことをやればいいじゃないですか、中途はんばなことをされたい。しかもこの答申を見まして、さつきも読みましたように「一年決算への移行を容易ならしめようとしていることをあわせ考える」といっているのです。だんだんこつちの半期決算を一年決算に移行させよう、こうしているのじゃないですか。少なくともこの審議会の人たちはそういうことを考えておるのではありません。そうするとどうしても商法の場合と矛盾をしてくるのじゃないか。私はあまりにひどく言いませうけれども、さつき言つたように、一体証券局もどういふふうに見ておられるのかわからぬけれども、ミツミなんてあんな、ドイツで千何百円で発行しておいて、いま三百円そこそこだというのは国際信用がた落ちだということも、あれは半期でやつておたら向こうも判断は間違ひなかつたかもしれない。そういうことを考えると、これは投資家保護といふけれども投資家保護には徹していないのではないかと感じが強いのでありまして、そういう点で商法のほうの役員に対する責任といふか、そういうものも見ながら、ほんとうに日本の投資家が保護されるということにならないとこの法案は困るんだという感じがするわけであつて、どうもあなたがこれで投資家保護に徹しましたんといふのは、いままでも私お伺いしておつても合点のいく点が一つもないので、もう少し明確に、投資家保護に徹しました、かくかくの点でこうしましたという点をもう一ぺんそれじゃ言つてください。

○志場政府委員 るる申し上げておるつもりでございますが、どうも商法で一年決算法人への移行を、中間配当制度を認めることによつていは促進する方向にあるといふことを、証券取引審議会が答申の中でそういう事情を予測しておるということをもつて第二十四条の五の規定を読んでおら

れるようでございますが、もしもかりにそういうふうな商法改正がなつた場合、この商法改正の方向のよしあしにつきましては私どもはコメントでございます。これはまた商法のほうにおきましては法制審議会のほうにおきましていろいろと議論された末、そういう結論をお出しになつておると思うのであります。私どもの立場としては、それはその分野における一つの考え方として、現実のものとして受けとめるという姿勢が必要ではないか。まだなお現在におきましても、一年決算法人が上場会社のうち約半数あるという現実を現実のものとして見なければならぬと思つてございしますが、それと現行法を対比いたしました場合に、もしも二十四条の五のような規定を設けませんでしたら、だんだんといふいろいろな事情でもって一年決算法人が、先生のお説から推測しますと好むと好まざるにかかわらずふえるといふときに、現行の証券取引法では開示の機会が、いままでもたとえ一年二回の決算法人でございすると六月、十二月といふふうにはディスクロージャーされたわけでありましたが、もしそれが一年決算に移行いたしますと、一年に一ぺん——十二月に一ぺんとか六月に一ぺんといふように開示の機会が減つてしまふわけでございます。それを今回の二十四条の五は減らないように、また現に一年決算でありますものにつきましては一回が二回にふえるように、こういうふうにするのでございまして、これをもつて開示の機会が変わらないとか、あるいは投資家保護の徹底のために一歩前進とかいふ評価はできないとおつしやいまする意味はどうもよくわかりかねるのでございします。

同時に、役員の責任につきましては、一般の民事上の損害賠償につきましては、損害賠償の訴訟を起す原告が役員その他の当事者につきましての故意、過失の立証をする必要がございますけれども、今回の証取法の改正案におきましては、この場合の筆証責任をいわば転換することによりまして、損害賠償の請求を一般の投資家が——つま

り一般投資家と申しますのは、株主総会にも出ず、あるいは会社の事務手続もよく承知しておらず、したがうまいとして、故意、過失をもつてだれがどういふことをしたかということがわからない地位にあるような一般投資家の方々の損害賠償の請求を容易にしようといふこととございまして、かような点を考えましても私どももいたしましては、今回の改正案は投資家保護の点からかなりの前進、徹底を見ている、かように信じておる次第でございます。

○阿部(助)委員 どうも、あなたも私の考えが納得できないといふことだし、私もあなたの考えが納得できないのです。だから私は初めから聞いておるうちに、答申は尊重したんですかと言つたら、尊重しました。答申にはちゃんと言つて「容易ならしめよう」といふことをあわせ考える、そして簡略なものでいいんだ、こうやつておる。そうすると、どうせ直すならば徹底した直し方をして、投資家保護に徹すると提案理由の説明に書いておるようにならう。さつぱり徹していないじゃないか。徹しているかないかの判断を、では省令でできちんとしますというならば、省令をこへ出しなさい。それを出したら私はあなたの御意見に納得するかも知れない。それも出さないでやるのは少し強善ではないですか。

○志場政府委員 第二十四条の五の大蔵省令の試案につきましては、先ほど申しましたように至急にお手元にお届けいたしまして見ていただきたいと思ひます。

○阿部(助)委員 私はこの問題は納得はしませんけれども、この問題だけにかかつておると時間がかかりますので、また場合によればそれが出た時点まで質問を留保いたしまして、次の問題に移りたいと思ひます。

第四条ですか、券面額五千万円というのを何か金額で一億円にするといふのは、この条文を見るとどういふことなのか。四条に「発行価額又は売出価額の総額が一億円未満」とあるのは、これはどうなんですか。券面額で五千万円の場合も、また

時価発行等の場合で一億円以上の場合も、どちらも両方にこの文章はひつかかつておるように思うのですが、そうなんですか。

○志場政府委員 現行の第四条は、増資の場合で申しますと額面発行の場合を想定しておりました。一株当たりの額面価額の合計額が五千万円以下であるか、それをこえるかということによりまして、有価証券届出書を提出しなくてもいいか、提出しなければならぬかという判断の基礎にしておるわけでございます。今回の改正案におきましては、これを発行価額——券面額ではございせん。たとえば時価発行の場合でございせん、額面一株当たり五十円というふうな額面がございせんが、そういう場合に、これを合計しましたら五千万円以下の場合に、たとえば時価が一株当たり百円以下の場合に、増資をしよう、こういう場合がございせんが、そういう場合は、額面の合計額は五千万円以下でございますけれども、いわゆる発行価額の総額は一億円になります。今回の改正は、その場合に発行価額一億円のほうに着目することにしたしまして、五千万円といふようなその額面額の合計は考えない。両方考えないといふことではございせん。一方の額面額のほうは考えない、かようなわけでございます。それで、額面発行の場合はどうなるかということになりますと、それは発行価額と額面価額の総額が一致するといふこととございまして、法律上は発行価額だけで判断する、かようなわけでございます。

○阿部(助)委員 いまあれですか、額面で、券面額そのままで増資をしておる部面と、時価発行のほうに額面よりも高く発行されておる場合の、何かおおむねの比率みたいなものはないのですか。

○志場政府委員 いわゆる時価発行が行なわれ出したのはここ一年余り、せいぜい二年間くらいのこととございまして、しかも全会社がやっておるといふことではとうていございせん。十数社といったようなこととございしますので、比率といったとすると、件数的には取るに足らないパー

センチメートルである、さように思います。

○阿部(助)委員 将来を予測してこの発行価額五千万円、また売り出し価額一億円未満というふうにするならばこれはわかるのでありますけれども、これからだんだん時価発行が大きくなるにしても、現在の時点はまだそれは取るに足らない数字である、こういうときに五千万円から一億円という形にこれを太らしていくということは、これもまた投資家保護という点からいけば、開示をし、正式な報告をしていく、そうして粉飾決算や間違いをなくしていくというあなたはいままでの御答弁からいくと、矛盾をしておるのではないかと。いままでの五千万円なら五千万円も残し、そうして時価発行——将来の時価発行がふえるだろうということを予測して、時価発行の場合には一億円未満というふうにされるならば、これはうなずかぬではないけれども、まだほとんど取るに足らないものを、将来の展望としてだけ、すぐにこれだけ金額を上げるということは、私はこれは投資家保護というたてまえからいくと矛盾をしておるのではないかと、こう思うのですが、どうです。

○志場政府委員 発行価額でとらえますか、券面額でとらえますか、二つの考え方があるわけでございますが、先ほど申しましたように今度の改正案は発行価額によることにしている。その発行価額によることによりまして、時価発行の場合ももちろん適用できますし、額面価額の場合も、額面割り当ての場合も発行価額という意味で対処されますし、この発行価額によるというこの規定だけで、時価発行の場合と額面発行の場合と両者を一律に対処できるわけでございます。問題は、そうした上で五千万円を据え置いていいじゃないか、そういうことにもつながるかと思うのでございます。現在の五千万円という有価証券届出書の条件、つまり増資の場合の金額は、提出基準になる金額は昭和二十八年に定められまして、そのまます十八年間維持してきているわけでございます。で、この間に資本金が膨大化しているという

ようなこと、それから物価状況は別といたしましても、そういうようなことを考えますと、実はこの問題の論議の過程におきまして、昭和二十八年当時の五千万円というものを、約二十年近くたつた今日における等価計算的なことをいたしますと、三億とか五億とかいうようなことにもなるではないかという議論もございました。だけれども、そこは、自己資本とか資本金自体が、一般の経済の膨張、拡大というところスライドしておらぬ面もありまして、投資家保護の点も考えまして、一億円というところでいくべきであるというところで一億円にしたわけでございますが、かたがた実情を考慮してみますと、実は五千万から一億までの発行価額というものは、実例をいたしましてはほとんどネグリジブル、皆無に近いと言つてもいい状況でございます。さうなわけで、私もといたしましては、この五千万を一億に上げるということは、かなり介入の機会を少なくするといふふうにはとおりにありませんで、二十八年当時の現行基準と比べますと、一億円はかなり大事をとりました。

なお、ちなみに申し上げますけれども、現在の第四十条は実是有価証券の登録制度みたいなアメリカの制度を模倣している点もございまして、増資の際に有価証券届出書が出ましたその会社だけがその後引き続き毎年年度有価証券報告書を出す、公示する、こうなっておるのでございます。もしも現行の届け出基準にひつかからない、たとえば四千万円の増資を重ねまして次第に株式の流通量がふえてきて、あるいは店頭銘柄として流通するようになった、あるいは上場されるようになったという場合には、現行規定では有価証券報告書は出なくてもいいということになっておるのであります。それを今回は、こういつた増資の有無にかかわらず、流通性に富むところの有価証券については、これは毎事業年度必ず有価証券報告書を出さない、かようにしておりますので、それだけからしますと、増資の際のこの基準という

ものはある程度上げていいという理屈も確かにあるのでございますけれども、それはまた、増資の際の投資家に対するディスクロージャーということも大事でございますので、われわれはむしろ、一般の産業界からの要望からしますと数億という要望もございましたのを、審議会全体として押えまして、一億円に引き上げることにとどめるといふふうにしたわけでございます。そこら辺の事情を御了解いただきたいと思ひます。

○阿部(助)委員 そうすると結論は、あなたのおっしゃっておるの、インフレで貨幣価値がなくなつたから、五千万円じゃしかなかったが、一億だ、こういうことですか。日本の経済も大きくなつたし、インフレで金の価値もなくなつたから、五千万円じゃどうしようもないから一億円にした、こういうことであつて、これは投資家保護でもなければ——さういふ論議を別にして、金の価値がなくなつたから一億円にした、結論はこういうことですか、ずいぶんくどくどおっしゃつたけれども。

○志場政府委員 これは、有価証券報告書の機会をふやすというこの関連におきまして考えまして——いま先生お話しのようなインフレとか貨幣価値とか申しますと、実はもうちょっと上げてもいいじゃないかという議論がありましたのを、私もはむしろ押えたといふことでございまして、その点におきましては、これは積極的に投資家保護といふことももちろん全体としては考えておりますが、いずれかと申しますとさういつた増資の実態に即する、こういう面に重きを置いているわけでございます。

○阿部(助)委員 その辺にどうしても一口、投資家保護といふことを入れるから私はどうも納得がいかなくなるので、まあ、企業がかってに監督を受けない幅を広げておるんだから、投資家保護のために広げたといふふうな言い方はされないほうが理解がしやすいんですがね。それで、それでは次に、臨時報告書の制度というものを、何か不測の災害が起きたりなんかした

ときにこれはつくられる。しかし、皆さんの要綱を見ますと、「その他投資者保護上重要な事実が發生した場合には、その内容を記載した臨時報告書を遅滞なく提出し、三々というところが書いてある。これはどんなことを予測しておられるのですか。実は答申の中で、このいただいた本の九ページに(1)から(5)まであるのですが、その程度のことを予測しておるのですか。そしてそれはどういふところに——これも政令が省令で定めるようですが、その案は大体できておるのですか。

○志場政府委員 大蔵省令で定めるといふ法案になつておりました、その中身としまして、とりあえずと申しますか、当面考えておりますのは、ただいま御指摘になりました証取審の報告の九ページにありますところの(1)から(5)までというふうに考えております。

○阿部(助)委員 この(1)から(5)まで見ますと、投資家の一番重大関心というものはこれよりも別のところにあるんじゃないですか。私もどうも思うのですが、大蔵省ではこれで十分なんだということですか。

○志場政府委員 先ほど御議論いただきました半期報告書をあわせ考えますと、投資家に最も重要な関心があると思われまます企業収益、利益の状況、営業の概況に關することにつきましては、一年に二回定期的にディスクロージャーされるわけでございます。実はアメリカの制度ではそのほかに四半期報告がございまして、三ヶ月ごとに、この答申の九ページにございまして、三ヶ月ごとに、この答申の際に、それを四半期報告として出すといふふうになつておるわけでございます。われわれはこの審議の過程におきまして、四半期報告というのにつぎまして検討したわけでございますが、四半期報告になりますと、たとえば災害が今日現在起こつたと申しましても、それが前の四半期を過ぎたあくる日でございますと、あと三ヶ月間は何かディスクロージャーされない、かようになるわけでございます。あれこれ考えますと、こういう臨時的に発生しましたものにつぎましては、四半期の

経過を待たなくて、そのつど遅滞なく出していただくということが必要だということで、アメリカの制度を見習いまして、臨時報告書というふうに受けとめてきたわけでございます。

そのほか株主にとっても重要な開示すべき事項があるではないか、かような御質問でございませうけれども、一番関心のことですとこの営業なりあるいは収益の状態につきましては、これは臨時的に、たとえば災害が発生して生産設備がどういうダメージを受けたといったようなことはこの臨時報告でカバーいたしますが、そのほかの場合には、ある程度の期間の経過というものの中におきまして収益状況がどうなっているかということの推移が大事でございまして、これをこま切にいたしますと、しかも先行きのことについて無責任なことを言わすわけにはまいりませんので、投資家としてはかえって判断に迷うという点があるかと存じます。さようなわけで、やはり企業収益の点につきましては、半期報告を含めまして一年二回の報告ということで必要にして十分であらう、かように考えております。

そういたしますと、そのほか臨時に報告すべき事態をいたしましてはこの九ページに掲げられているところ、考えられるほとんどを網羅しておるのではなからうか。なお、今後だんだんとその事態が進展するにつれて、あるいはこの五項目以外に必要な事項の追加ということがあり得るかも知れません。大蔵省令で定めることにいたしておりますが、実は当面は五項目が考えられますが、将来の進展に応じては、あるいはふやすべきものも出てくるかもしれないということも考えて、そういうふうに省令に委任していただくというのを考えているわけでございまして、私どももいたしましてはこのようなことで十分投資家の判断に間に合う、かように考えているわけでございます。

○阿部(助)委員 投資家の一番の関心はどうしたところで販売活動の問題が、たとえば大口の焦げつきであるとか在庫増であるとかというようなものが問題だと思ふので、この臨時という制度を設ければ、そういう点での大きな問題もやはり報告させるようなことでないかとほんとうの投資家保護にはならないのじゃないか。臨時の制度を設けるのだから、やはりそういう販売上の大きな問題が出た等の場合にもさせるということにならぬと、半年ごとにやるからいいじゃないかという点でも、政令というふうなことにした場合にはそのアウトラインぐらいはやはり国会に示すべきだ、私はこう思うのであります。末端にいわば場合によれば通達行政だなどということ、皆さんの通達のはりが優先するようないふ場合が多いように聞いておるのであります。そういう点で、ほんとうに国会が国の最高議決機関ということになるならば、やはりそういう問題は政令でやるにしても大体のアウトラインぐらいは法案と同時に提示をされて、そしてそこで審議をするということとを強く要望し、また、一番冒頭に政務次官にお願ひしましたけれども、こういう資料をきょうの夕方五時ごろにいただいて、きょうその審議をしろというものは少し酷でございまして、われわれもベストを尽くすけれども、それにしても皆さん、大事な種はみんなあつたておいて、なるだけ出さないうで、国会をさらに通そうなんというけちな根性はやめにして、ひとつもう少し国会の審議が実りのあるように十分に配慮していただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○毛利委員長 佐藤君。

○佐藤(観)委員 証券取引法の改正にあたりまして、今回かなり基本的な点が大きく二点改正になるわけで、つまり、いままで論議がありましたように、企業内容の開示制度に関するもの、もう一点は株式の公開買付けの規制に関するものです。

まずお伺いしたいのですが、今国会にこの大きな二点を改正する法案が提出されたのは一体なぜか。つまり、なぜいま改正しなければならぬか、そのような客観情勢というのはいくつあるのか、その基本的な点についてまずお伺いしたいと思います。

○志場政府委員 実は私も、この証券取引審議会の報告を受けまして今国会に提案するにつつきましては、国会の委員会のほうからおそきに失するではないかというおしかりをいただかないかと思つておそれおつたわけでございまして。申しますことは、証券取引法は昭和二十三年に実質的に制定されました、二十八年の若干の改正はございましたが、その後、証券会社を免許制にするという改正以外には実は改正は行なっておりませんが、この間、資本市場を取り巻く環境、規模拡大、その他いろいろと変化しております。なかんずく投資家にとりまして非常に重要でありますところのいわゆるディスクロージャー制につきましては、昭和三十三年に起こりました山陽特殊製鋼の粉飾事件を契機といたしまして、社会的なそのもたらす影響という点の重大さにいまさらのごとく驚いたような次第でございまして、その後、公認会計士の処分あるいは公認会計士法の改正あるいは大蔵省における有価証券報告書のいわゆる重点審査による粉飾決算の摘発という一連のことを進めてまいつたのでございまして、これでも、昭和四十年に証券会社を従来の登録制度から免許制度へ移行いたしました際に、有価証券の発行、流通に関する制度、と申しますのは第二章のことでございますけれども、これについても早急にその改善をはかるべきであるという附帯決議を実は衆参両院からいただいた次第でございまして、その後検討にかつたわけであります。いまお尋ねのように基本的な問題というのを詰めてまいらなければいけませんので、証券取引審議会に付託いたしましたけれども、その場合におきまして専門委員会を設置するというような慎重な手続をとりまして、ようやくその結論が昨年の年末近くになつて出された、かようなわけでございまして、

かたがたその間におきまして、昨年の秋に証券業の資本自由化ということが行なわれまして、あるいは一昨年以来からいわゆる外人買いと申しますか、外国人によるわが国株式の取得ということが非常に活発に行なわれるようになっております。つまり証券市場が国際化しつつある。さうな中におきまして、外国において行なわれておりますところの株式の公開買付けということがいづれが国に行なわれるかもしれない。もともと現在には外国人によるわが国株式の取得は為替管理の面におきましてかなりの制限を設けておりますけれども、これとも近く第四次の資本自由化の問題等々考えますと、これは前向きになるであらうということも想定されます。さうなことを考えまして、この機会にわれわれといたしましては証券取引法の改正をいたす必要がある、かように考えた次第でございまして。

○佐藤(観)委員 今度の改正の大きな柱の一つである企業内容の開示制度について、大体内容は三つあると思うのですが、一つは有価証券の届出書に関するものであり、もう一つは企業が提出する有価証券の報告書についてのもの、もう一つは粉飾決算に関するものだと思ふのですが、この前の二点は阿部委員のほうから御質問がありましたので、私はこの粉飾決算について少しお伺いしたいと思ひます。

従来、粉飾決算というのは、投資家保護という観点からすると全く投資家を欺瞞するものであることはなほだしいことは言うまでもないわけですが、当然大蔵省としても今日まで規制をしてきたわけですが、それでもお伺いしたいのですが、山陽特殊製鋼あるいはサンウエーブなど、昭和四十年以降かなり多くの粉飾決算が新聞紙上でいろいろと話題になつたわけですが、今日までどのような粉飾決算があり、そして大蔵省がどのような規制をし、指導をしてきたのか、その点について御報告をお願いしたいと思います。

○志場政府委員 山陽特殊製鋼事件以来、実は昭和三十年代におきましては実質的に粉飾決算を行なつたという企業は多かつたようにそのときの調査では思ひますが、やはり一般の関心、経営者

が発見された場合に、公認会計士も民事上の損害賠償責任を負うのである、あるいは刑罰も強化するということ、これは結局、そういう場合にその善後措置としましてはもちろんでございますが、むしろこれは予防的效果ということをねらうという面も兼ねているはずでございます。

なお、その他の制度的な問題といたしましては、先ほど来公認会計士の独自性と申しますが、権威と申しますか、そういうものをしっかりとしたものにする必要があるということでございますので、企業が膨大化するということに対応いたしますして、ひとりそいういったような公認会計士ではとらうていこれに立ち向かえないであろうということも考えまして、国会において公認会計士の監査法人、数人が共同して一つの事業体となるという監査法人という制度を設けたわけでございまして、その上に今回の改正で、事後的な対処のしかたではございますが、それを強化充実することで予防

のような粉飾なきを期する、こういうことをねらっているわけでございます。しかし世の中のとてでございますので、あるいは不幸にして粉飾決算が行なわれてしまうということもなきを期せられませんが、制度といたしましてはこういうった制度しかないのではなからうか、かように思っております。

○佐藤(観)委員　たしか現行法にも公認会計士の監査証明にかかる書類の不受理という項目があったと思いますが、これがいままで一度も発動されたことがない。私の知っている限りではそう思いますが、これを発動できるように改めるべきではないかという議論もありますが、その点に關してはいかががでございますか。

○志場政府委員　現行法第百九十三条の二第五項でございます。お説のようにこの規定は、虚偽の監査証明を行ないました公認会計士のそれ以後提出する監査証明については受理しないことができ、こういう規定でございますが、現行法は、そ

の公認会計士がつけます監査証明書の全部を受理

しないことにする、つまり言うならば営業停止をかけるということと同じような効果をねらってやるわけでございます。実はこの公認会計士が、一人が一社だけに関与しておればもちろんそれでいいわけでございますけれども、教社に關与しているということがあるわけでございます。その場合に、その全部について粉飾決算があると知っておりながら虚偽の証明をしたということであればもちろん全部受理にしないわけでございますが、あるいは会社との因縁というよりなことから、ある会社に対してはきちんとやっておるけれども、その他の会社に対してはするとなつてしまつたという場合もあり得ると思ひます。現行規定はさうな場合に、しっかりとつておつたところまで不受理にしなければ不受理ということができないという規定になつておりますために実はその規定の発動はできない、こういう現実がございます。今回の改正は、実はその点において、形式上は「全部又は一部を受理しない旨の決定」となつておりまして、その一部だけでも不受理できるといふことで、いままでは全部受理できないことにしてゐたが、今度は一部だけ不受理にしまして他の一部は受理する、そういうことで、ゆるめたかのごとくでございますけれども、実は現行規定がさうな点がございますので、あまりにきつ過ぎると思ひますか、ひと過ぎましてかえつて適用ができない。だからわれわれとしてはこの規定を仰せのごとく発動してまいりたいと思つております。そのためにはやはり規定上は「全部又は一部」としないといふ實際問題として発動がむずかしいといふことを考慮いたしまして、規定上からは若干緩和のようでございますけれども、むしろ前進的にこれを——前進といひますのは前向きに進むといふ前進的に対処をしてまいりますためには、規定上「全部又は一部」と改正するほうが適當である、かように考へて改正案を提案いたしてゐるわけでございます。

○佐藤(親)委員 何と申しましても粉飾決算といふのは、投資者保護の観点から申しまして、營業実

績をごまかすものでございしますので、なお一そう監視の目を光らしていただきたいと思ひます。

次に、株式の公開買付けの規制についてお伺いしたいんですが、その根本となりますテークオーバー・ビッドと申しますか、乗っ取りと申しますか、これはアメリカと日本とは感覚がかなり違ふんじゃないかと思ひます。アメリカの場合には、もたもたしている経営者はかわつてもらつたほうが株主にはいいんだ。つまり乗っ取りは必ずしも悪ではないという考え方があつて思ひますけれども、日本の場合には何かやはり乗っ取りといふのはどうもほうまがいなことで、營業権を奪取するといふ考え方があつたと思ひます。この今度の改正で、これは私は非常に革命的なことだと思ひます。株式の公開買付けの規制といふ条件をつくつたといふ根本に、まず乗っ取りといふものを悪と考へるのか善と考へるのか。この辺の基本的な考え方を伺ひたいと思ひます。

○志場政府委員 いわゆる乗っ取りといふ場合には、従来の日本におきましては、ほんとうの意味の乗っ取りといひますか、陰に隠れた陰謀的な買ひ占めをひそかに行なつておりました、それによつて株主が上がつたところ、またかなりの株数を買ひ占めたところで、それをそのときの高い価格で売りつけていくといふようなことはほとんど同義語的に観念されておる向きが多いんじゃないかと思ひます。片や企業間の合併といふような点につきましては、何人もこれを、まあ独占禁止法的なものは別といたしまして、これに乗っ取りであるとか望ましくないといふふうに一律には考へられていないと思ひます。

今回の株式の公開買付けの規制でございますが、一体乗っ取りは善と思ひか悪と思ひかという点につきましては、いかなる立場からこの善悪を論ずるかといふことによつて非常に言い方が違つてくると思ひます。私どもは証券取引法といふ分野で考へますと、ある会社の現在の經營陣を擁護してしまふといふことは必ずしも投資

家保護ということとイコールになるとは思われません。もちろんその場合、経営者が大株主であるという場合は株主イコール經營陣といふふうにもなるでしようけれども、今日のごとく雇われ重役と申しますかサラリーマン重役と申しますか、經營と所有といふものが分離しているという状態におきましては、現行の役員の地位を守ることに、これが投資家保護につながるというふうには一がいに申せないのではなからうかと思ひます。かつ現在の——將來もそうでございますが、証券取引法の法目的は投資家保護という点にあるわけでございます。今回の改正にあたりましては、この善悪といふものにつきましてはニュートラルという立場に立たざるを得ない、また立つことが至当であるといふふうに判断いたしました。

ただそれにいたしまして、さういふ価値判断を一応するといひたしまして、それに無用の混乱が生じたりあるいは株主に対して非常な危惧の念があるいは不安の念、先行きどうなるかといふような点について陰にこもつたような事態が起こることは避くべきである、かようなことを一方において考へておりました。

またもう一つ申しますと、ことに外国からの企業支配といふことの面から申しますと、普通この株式の公開買付けの制度は諸外国で規制しておりますが、それは基本的にはニュートラルといふことになつておりますけれども、實際問題としての影響は、ともかく何らかの事前チェック、届出といふたような事前チェックの関門があるところから、いわゆるプロマネージメントと申しますか、現行の経営者、相手方の会社の現行の經營陣に比較的に有利に働くといふ實際の効果が伴うのだといふふうには、この制度がない場合に比較していわれております。そういう面も、今後わが国対外国といふことを考へますと、われわれとしましては念頭に置いておきます。しかしその場合に限らず、投資家保護といふ点からいひましてやはり限度がございますので、その辺の限度は心得ておるつもりでございますけれども、こ

れがない場合に比較して、ことに外国の場合を考へますと、現在の日本の企業經營者の立場に有利に働くといふ面も實際の効果として念頭に置いておるといふことも否定できないと思ひます。

さういふわけで、はたして御満足のいただけるような答弁になつたかどうかはわかりませんが、一がいに乗っ取りを善と見るか悪と見るか、なかなかむずかしい問題でございますが、各方面から考へて投資家保護といふことを中心にしながら、しかるべききめのこまかいことを織り込んでいくといふことが制度の趣旨ではなからうか、かように考へておるわけでございます。

○佐藤(親)委員 私の質問することを先取りしてお答えいただきましたのであれですが、もう一度確認したいのです。

いま局長が言われたように、今度設けたこの規制が会社側にとって有利なのか、ほんとうに投資家保護に有利なのかといふことは、確かに非常にむずかしい。また實際に起こつたその場合によるのだと思ひます。いま言われたように、確かに会社の現經營陣保護があるいは投資家保護かといふ点と、もう一つは、いま言われたように外国の企業からの乗っ取りに対して規制をするものなのか、あるいは日本の企業間同士の乗っ取りに対して規制をするものなのか。この次元が四つぐらゐに分かれると思ひます。もう少しその点について御答弁があればお伺ひしたいと思ひます。

○志場政府委員 国内の点については若干補足して申しますと、これは対外的にも起こり得ると思ひますが、先ほど申しましたように、企業間の合併あるいは企業の集團化といふようなことも、國民經濟のために必要あるいは適當であれば、投資家の立場から申しまして、そういうふうにして当該企業がますます成長する、發展するといふことが望ましいといふ場合もございまいしょう。その場合に日本では、これは従来では合併あるいは株の持ち合いといふようなことで行なわれておるわけでございます。株の持ち合いはそれでいいのですが、合併となりますと、法律上、手続上の点、

その他合併に伴ういろいろな点がございまして、時間がかかるという点もございましょう。そういういわばいずれの立場からも望ましいというような場合におきまして、買い占めようとするものとの相手になってる会社との両経営陣におきまして話し合いが十分つきまして、あとはいかなる手続でその企業の集団化をはかるかということになります。その場合におきましては、ここにこれはイギリスなどでは、テイクオーバー・ビッドといいますが、買い付けによりまして場外から一べんに会社の株を集めるという手段が多く用いられているようにございまして。国内におきましては、そういういづれの面からも望ましい企業の合体化あるいは集団化という、その場合の一つの手段としてとられるということも考えられるかと思ひます。そのことだけを補足してつけ加えて申し上げたいと思ひます。

○佐藤(観)委員 たしか外資法の規制では、既存会社の株式買い付けについては外国人全体の株式取得が二五%未満、外人一人当たりについて七%ですか、制限があると思ひます。ところが今回のこの改正案では、量についての規制というのは私の見た限りではないのじゃないかと思ひます。テイクオーバー・ビッドする場合に、十日前に大蔵大臣にそのコピーを送付しなければならぬといふわけですが、そのあと大蔵大臣が一体何をやるのか、何がでるのかについて「公開買付届出書に係る届出がその効力を生じた日から一年間、公衆の縦覧に供しなければならぬ」といふことはありますけれども、それに對して大蔵大臣が「ノン」であるかということも言う項目は私の見た限りではないと思ひます。となると、今度のこの改正というのは外資の乗っ取りに對する規制であると考えていいものなのか。○志場政府委員 一がいには外資に對する対策のみといふふうに考えておりません。内外、使い分けでない次第でございまして。

なお、届け出を出す、これを公衆の縦覧に供するといふだけで、その間に大蔵大臣が届け出

に對してどういふ審査をするのか、あるいは「ノン」とか言うようなことがどうなるのかといふことがさつぱりわからぬじやないかといふお尋ねでございしますが、実はこの届け出と申ししますのは、あたかも有価証券届出書と同様な意味での届け出といふふうに仕組んであるわけにございまして、したがいて、その内容審査を大蔵大臣がいたした真実であるかどうか疑わしい、あるいは明らかに虚偽であるといふような場合におきましては、その効力を停止する、発生させない、あるいは中身を訂正させる、かようなことを大蔵大臣はする必要がございまして。その点につきましては今回の規定の二十七条の二の第二項で、「第七条から第十一条までの規定は、公開買付届出書について準用する。」といふことになっておりまして、その中にただいま申しました効力の発生でありますとか、届け出の訂正でございましてとか効力の停止でございましてとか、あるいは今度の改正にございましてとか、その一定期間の増資ストップでありますとか、さようなことがこの準用規定によりまして読めるわけにございまして。ですから普通の届け出とさすればいいといふことは違つております。

ちなみに諸外国の例を申しますと、今回のわが国の届け出のごとく、効力の発生といふことを要件とし、しかも効力の発生について訂正させる、場合によつては効力をストップするといったような仕組みをしてゐる例は、外国では公開買い付け制度についてはございせん、その点はわが国独自の制度にしてあるといふふうに了解していただいていいと思ひます。

なお、繰り返しますが、これは外資対策のためだけの規定ではないわけにございまして。

○佐藤(観)委員 いま読まれた公開買付届出書についての準用は知つてゐるのです。しかし、先ほど阿部委員も出された「企業内容開示制度等の整備改善について」といふ証券取引審議会の答申書によりまして、「その買付けにより発行会社の株式の一〇%以上を所有することとなるもの及び既に

一〇%以上所有している株式をさらに買い増すものを規制対象とするのが適当と考へる。」といふ

ものに、量についての規制があるわけにございまして。その点をお伺ひしたいのです。

○志場政府委員 二十七条の二には確かに一〇%とかいふ量のことは表面上書いてございせん。「不特定かつ多数の者に対する株券その他の有価証券で政令で定めるものの有価証券市場外における買付けの申込み」となつてゐるわけにございまして、これだけを読みますとたとえ千株でもといふことになるわけにございまして。つまり、不特定多数といふことはございまして、有価証券市場外で一万株でもあるいは千株でもといふことにあるいはないかともいへません。ただこの規定には第一項にただし書きがございまして、「その態様その他の事情を勘案して届出の必要がないものとして政令で定める公開買付けについては、この限りでない。」といふふうになつておりまして、この問題はその中身の政令をどう書くかといふことでございまして。

答申では一割以上といふふうになつてゐながら、どうしてこの法律では一割以上としないで政令に委譲することにしたのかといふ点でございしますが、これは諸外国の例等も見ながら、この制度はかなり流動的に対処できるように、一々そのつど法律を改正してゐたのではあるいは間に合はぬこともあり得るかもしれないといふことで、政令に委任しておくことが臨機応変ではなからうか。その点につきましては、実はちよつと外資対策のよろいが見えるような感じがするのでございまして。このことを考へてみまして、当面としましては政令をこの答申でいわれておりますとおりの一割以上といふふうにしたといふ考へておる次第でございまして、ただし書きの規定のしかたといふことになるわけにございまして。

○佐藤(観)委員 私が前に述べたように、外資法には一人当たり七%以上は持つてはいけな

か——その政令もまだ定められてないわけにすけれども、量についての規制はない。これはこれら一度お伺ひしたいのは、届け出がなされてから大蔵大臣が受理するといふことですが、そのときにいろいろな様式と申しますか、先ほど述べられたように公開買付届出書について準用するといふことになつておられますけれども、たとえばフランスなんかの場合には、これは大蔵大臣がそのテイクオーバー・ビッドはならぬ、やつてはならぬといふ拒否権が発動できるように私は見てゐるのですけれども、こゝういふ制度といふものは必要なんじやないですか。

○志場政府委員 その点につきましては、実は法案を作成いたしましたまでの段階におきましていろいろと御議論をしていただいたところでございまして。ただフランスの例でございまして、フランスは一種獨特の有価証券の取引集中主義といふものをとつておりました。あらゆる有価証券の流通、取引は、これは相対取引ももちろん含むわけにございまして、公務員の資格を持つておられますところの株式仲買人を通じてでなければ取引はできないといふふうになつておるわけにございまして。さやうなところでありまして、仲買人といふものが規約をつくりまして、そして直屬の長官たるフランスの大蔵大臣に報告をし、その意見を聞くといふふうには仕組まれておりました。その中にただいまお話し、大蔵大臣はテイクオーバー・ビッドに對して異議を申し立てることができるといふ規約になつておられます。これは法律制度として定められたものではございせん、仲買人規約によつてそういうふうになつておられます。また仲買人規約が一般に權威を持しますといふゆえんのものは、いま申しました取引が仲買人のところにすべて集中してくる、その手のうちでどうにでもなるといふところに実は基礎を置いてゐるわけにございまして。これに對しまして、日本の場合はそういう取引をすべて集中するといふことにはなつておりませんわけ、もしもそこでたと

えは大蔵大臣が、届け出が出ました場合にこれはいけない、ノンであるというふうにいたしますと、それではその買い占めようとしている者が方法、手段はないかといふと、それは残されて

くれということになるのではないかと私は思うのです。

上違法になる、差し止め命令を受けるようなおそれ強いというよりな事案もなきにしもあらずかと思ひます。さうな場合は、これは大蔵省とい

しては、テークオーバー・ビッドはまかりならぬと言ふことは現行ではできないわけですね。さういふ不当なあれになる、公正取引委員会のほうに通告するにしても、公正取引委員会としては事態

法、手段はないかといふと、それは残されてい

それで、確かにいま言われたように、乗っ取りといふのはこの道に誘導されてきたというふうにもいえると思ひますが、その点でどうして

たしましては別途公正取引委員会の見解を事前に求め

がなされる前には何も効力は発効しないし、また法律的にでも大蔵大臣の管轄下ではないわけですね、公正取引委員会というものは、さうなつてく

で、手続はないかといふと、それは残されてい

もいえると思ひますが、その点でどうして

要があるのではないかと。これはだから、大蔵大臣

と、いろいろなつながりはあるでしょうけれど、法的にいつて、大蔵大臣がこのテークオー

ましようか、さういふほうに追い込んでしま

はへたをすると思ひますが、その点でどうして

し事前審査におきましてその点がチェックできな

かといふ限界と実際という問題がデリケートでございまして、実は私もこの届出書の申身に、先

点、その他の点でかえって望ましくないのでは

乗っ取りといふものが広がっていきける道を開いた

七条によりまして、大蔵大臣は発議によりまして

ざいまして、実は私もこの届出書の申身に、先

だけこの道にいわば追い込んでくると申します

悪と考えるかといふ問題にまた戻っていくと思

したことを通じて、仰せのような独禁法上の違法

ろん単に証券取引法だけではございまして、日本

か、誘導いたしまして、そこで大蔵大臣が所要の

のですけれども、その辺、独禁法との関係は一体

と申しておきます。

いかにどうかといふことも書かせるつもりでござ

審査をした上で、これを一般に公平に公正にデ

は禁止し、また、もしさういふ事態が起こった場

と局長の言われる違法なことといふのはどうい

買付けの条件及び方法に關することは政令で定

スクローズいたしまして、十分に判断してもら

合におきましてはそれを差しとめるといふことにな

にばくとしてゐる面もございまして、一言で

方法については政令でその申身を規定していく

ながらやってもらうといふことが一番フェアであ

な企業合同でありますか、さういふことではな

いかと思ひます。もう一つは、この方式

のなかで、公益の点からいたしまして、法令違反

るのみならず、投資家保護という点からも適当で

は公正な競争制限をするような方式でないだろ

うかといふ点でございまして、それは具体的な条

件は独禁法上はさういふことではございませ

はなないか、かように考えたのでありまして、フ

事案を防止しなければならぬといふことから申し

せんで、大きな枠が書いてあるわけではござい

ますか、判例といふようなものを参考にしながら

産業界のほうでもさういふことは設けられない

のなかで、公益の点からいたしまして、法令違反

と申してゐる面もございまして、一言で

のなかで、公益の点からいたしまして、法令違反

というものが初めて法的に日の目を見た法案じゃ

のなかで、公益の点からいたしまして、法令違反

と申してゐる面もございまして、一言で

のなかで、公益の点からいたしまして、法令違反

ないかと思ひます。それでさういふ正しいやり

のなかで、公益の点からいたしまして、法令違反

と申してゐる面もございまして、一言で

のなかで、公益の点からいたしまして、法令違反

われのほうの判断によりまして、もう一ぺん公取
委員会のほうの感觸なり判断を求めておかない
と、あとで効力差しとめ命令の発動を裁判所に要
請しなければならぬようなおそれがあるという
ときにおきましては、実際の運用問題に照らしま
して、その辺の連絡を密にしていこうという運用上の
問題になってくるのだらうと思ひます。これを法律
上コネクトをつけるということは、先ほど申しま
した法令に違反してはいないかどうかということ
を答へさせるということをつける以外には、ちよつ
と法律体系が違ふものでございまして、それ以上
のことではできないと思ひますが、實際はそういう
脈絡で運用していくことになるかと思ひ
ます。

○佐藤(親)委員 いまのお答えですとその問題
は、つまり独禁法に触れるようなデュークオーバー・
ビッドがあつた場合にどうするかという問題
は、大蔵省内部の運営の問題、受理するかしない
かというか、運営上で処理していくということ
でございまして、それから法律の体系が違ふとい
うことなので、その辺が私としては非常にやはり心
配なわけなんです。だけれども、私が言つたように、
この改正案というものが乗つ取りに目の目を見さ
せた、これは善と考へるか悪と考へるか、非常に
微妙なことはわかるのですが、そういうような法
案になつてゐる以上、やはり公取委以外にそうい
うものを規制する法律が必要なんじゃないか。ど
うも運営上だけでは不安が残るわけですから、ど
うも、そういう法律が必要であるというふうにはお
考へになりませんか。量に対する規制ですね。

○志場政府委員 持ち株数につきましては、これ
は金融機関は御承知のとおり一割こえて持てない
という別の法律がございまして、その他の
面におきましては持ち株数の割合でもつて制限を
するといふ法律体系はどこにも実はないわけであ
ります。独占禁止法といへども、持ち株割合がこ
うなれば違法であるということには事実判断いた
しませんで、競争を實質的に制限することになる
かどうかという点でございまして、さういふ中で今

回のこの法改正はその何割以上の持ち株をしよう
かということとございまして、それが何割に
なつたからといって必ず独禁法上問題があるとい
うことにはなりませんし、さればといつて証取法
の分野においてはこの独禁法の公益といふことをカ
バーすることはとうていできませんので、この株
式についてある程度以上の株式取得のときには、
中には届け出させてこれをむしろ公にするという
ことであらうと思ひますし、またそのことが、独
禁法上問題になるといたしますと、むしろひそ
かにいろいろな事態が起つてくるよりも、独禁
法を適用すべきかどうかという判断ができる機会
が明らかになるということとございまして、こ
れが独禁法の厳正な、適正な運用に支障になると
いふふうには、私どもは毛頭思つておらぬわけ
でございまして。

○佐藤(親)委員 時間もありませんのでもう一つ
念を押すような聞き方をするわけですから、
いまの法案では十日前に大蔵省に届け出するわけ
で、公取委の意見も聞きあるいはその他の情勢も
聞き――簡単に数字で何割以上は持つていかぬ
というところはできぬと思ひます。それは市場に
もよるし会社の状態にもよるし……です。ですから
何割以上というところはできないにしても、そのた
めに大所高所から考へて、これは公益なりあるい
は大衆投資家の利益に反すると考へられる場合に
は、それは大蔵大臣が受理しない場合もあるとい
う項目ぐらひは必要なんじゃないか。それはいま
局長が言われる中身を法律として明文化すること
以外は何でもないと思ひます。そのあたり
はいかがでございましてか。

○志場政府委員 それは繰返しになりますが、
先ほど読み上げました第二十七条の二の第二項で
証取法第七条から第十一条までの規定を準用して
おりますが、その中には効力を発生させるという
前提において内容を訂正させるという訂正命令も
ございまして。しかしながら、効力の停止を命ずる
ことによつて投資家を保護する規定も準用になつ

ているわけとございまして、仰せのような、どう
いう場合にどういふことがあるかといふことは予
測もつきがたいですけれども、非常に公益また投
資家保護の点から適當でないといふときにおきま
しては、最悪の場合といひますか、レアとは思ひ
ますけれども、そういうレアケースの場合におき
ましては効力を停止する、発生せしめないといふ
こともあり得る法律にはなつておるわけとござい
ます。

○佐藤(親)委員 念を押しておきますが、そのあ
り得るということとは先ほど言われた百八十七条の
適用ですか。

○志場政府委員 百八十七条はいわば事後的な措
置でございまして。いま申しました第二十七条の二
の第二項は、第七条から第十一条まで、なかなか
第十條あたりといふものは、まだ、届出書が出
ておりました、効力が発生する前の、事前の段階
での準用規定でございまして。

○佐藤(親)委員 時間がありませんので、次の外
国証券業者法に移らしていただきたいと思ひので
す。

当面、この外国証券業者法が施行された場合
に、たとえば二年間をとつた場合に、一体どのく
らいの外国証券業者が日本に進出してくるという
ふうに予想されてゐるのか。

○志場政府委員 なかなかむずかしい推測でござ
いまして、はつきりとした数の見通しは立てにく
いのですが、今回の法律では、支店を設けて証券
業の免許を受けようという場合と、國際的な証券
発行で國際的なシンジケート団に許可を受けて参
加して行くという場合と、二つの場合を想定して
おりますけれども、後者のような例は比較的――
これはどういふところかという証券を発行する
だらうかといふところにかかわりますけれども、か
なり起きてくるのではないと思ひます。

前者の支店を設けてといふことは、実は今回の
法律案が新聞に出たりしますと、直ちに翌日の
ニューヨークタイムズでありますとか、そういう
外国、ヨーロッパ、アメリカの新聞紙上で報ぜら

れておる、また証券会社の在外支店、子会社に対
していろいろ問ひ合わせがある、在外公館にもあ
るというふうなことから見ますと、実は関心を示
してゐる会社は数十社、欧米を通じてあると見ら
れます。しかしこゝに、二年といふことのオー
ダーを見ますと数社が現実に進出して行くのでは
なからうか、あるいは認めることになるのではな
からうか、かように考へます。

○佐藤(親)委員 当然、外国証券会社の進出と
いつたようなものは日本の証券市場、証券会社にも
非常に大きな影響があるのじゃないかと思ひま
すが、その影響の予想と対策はどうなつてゐるの
ですか。

○志場政府委員 予想につきましては、一つに
は、わが国の国民が外国の株式投資をすることに
つきまして、現在、御承知のとおり、株式投資
信託の委託会社あるいは生命保険会社、損害保険
会社といつたような機關投資家に、一億ドルと
いつたようなワクの中で自由投資を認めておりま
すが、一般の投資家は外国株へ投資することは認
められておりません。それがどういふテンポで広
まつていくかといふことに非常にかかつてゐると思
ひます。もしもそれが当面門戸が開かれてお
るといふことになりましたと、むしろ国内の市場と
か国内の投資家への影響といふことは比較的にな
ないんではないか。会社として、外国人が
日本の株を売り買ひする場合に、その委託を取り
次ぐといつたようなこと、ないしは将来やがて日
本の国民も自由に外国の株式へ投資できるように
なるということを想定しながら、たとえば投資顧
問的な仕事に従事していくとか、さういふわけで
将来のためのいろいろな準備をするという段階で
過ぎるのではなからうか。しかしその場合におき
ましては、やはり証券分析の手法でありますとか、
か、その他の経済見通し、企業分析といつたよう
な新たな、つまり向こうの知識産業あるいは情報
提供産業としてのさういふビヘービアといふこと
を新たに日本に持ち込むことになるであらう。そ
れは、わが国といつたしましても情報産業として機

能を充実しなければいけませんといわれておりますけれども、新しい刺激となつてくるであらうと思ひます。

もう一つ、一番大きいのは、さしあたりからも問題になるのはアンダーライティング、証券発行引き受けの機能であらうと思ひまして、それは今回の国際的な発行につきましては許可制度でもって認めるということもいたしておりますけれども、さういふところから、従来、ともすればわが国の証券会社のウイックポイントはさういふアンダーライティングの、引き受け業務の点にございまして、その点についても、新しい刺激を受けながらアンダーライターとしての機能を充実することにつぎまして、早速にその体質改善、態度改善が迫られてくるであらう、かように考えておるわけでございますが、いずれにいたしましてもわが国の今後に対しても好ましい刺激要因となるであらう、こゝういふふうに考える次第でございます。

○佐藤(観)委員 最近の情報によりますと、外国の証券業界あるいは証券会社が、たいへん日本の証券業界なり証券会社にアプローチしているといふことが聞かれますけれども、外国と日本との証券会社同士の合併あるいは乗取り、こゝういふものが起こるんではないかということもささやかれるわけですが、その点をどういふふうにお考えになつておられるか。その防止策はどうかというふうにお考えられているか、お答えを願ひたいと思ひます。

○志場政府委員 昨年の九月に銀行業務と同時に証券業務も資本自由化が行なわれまして、出資比率が五〇対五〇の合弁会社の設立が自動認可となつたわけでありまして、その後実際問題として、その設立の動きというものを私どもは耳にしておりません。またお尋ねのような業務上のあるいは資本上の相互提携といふことにつきましては、アプローチも、一時、一昨年从去年にかけましてです、IOS関係からある中小の証券会社へのアプローチがあつたように耳にいたしましたけれども、その後IOSのコングロメリットがああいう

事態になりましたことから消えてしまつておりますし、その後実際問題として耳にしておりません。私どももいたしましては、やはり証券会社は財産的のみならず、人的な構成の上におきまして、投資家の信頼を裏切つてはならぬといふ社会的な信用といふことが必要でございますので、各証券会社に対しましては、さういふ外国系の証券会社からさういふ業務ないしは資本上の提携のアプローチがありましては、ひとつ直ちに大蔵省のほうに報告をしてもらひたい。外国といひしても広いわけでは、中にはいかにがわしいといひますか、あるいは当該本国自体が証券業についてしっかりした監督を行なつていないといふ国に設立されたようなさういふ会社も多いわけでございますので、その場合におきましては、一々相手方も十分に私どもがつかみ得るルートをもつて調べる上です、その点についてはわが国の市場秩序を乱すような、さういふ業務提携なり資本提携が行なわれないように十分に指導なり監督はしてまいりたい、かようなスタンスで臨んでおるわけでございます。

○佐藤(観)委員 今回の外国証券業者法案で外国の証券会社が日本に支店を設けることができるようになるわけですが、その際問題になるのはヨーロッパの証券会社だと思ひます。というのは、御存じのように、日本の場合には銀行業と証券業といふのは完全に分離しておりますけれども、ヨーロッパの場合にはそれが一体となつておるわけですね。このヨーロッパの証券会社が進出する、支店を開く場合に、一体どういふ形態でその支店を開かせるのか。つまり、本国のほうでは両方の業務ができる、日本に來ると片方だけしかやれないといふ状態になつておるときに、その形態として証券業務だけを独立した別会社にと申しますか、さういふ形態にするのか、あるいは相愛わらず本国の支店という形で、しかも証券業務だけをやる、特別に許す、さういふ形にするのか。その辺は一体どういふ形態になさるつもりなのか、お伺ひしたいと思ひます。

○志場政府委員 確かにヨーロッパあたりにつきましては、銀行業務と証券業務が兼営されておるといふ実情がございしますので、これに対する考え方はいろいろあるわけでございます。わが国の証券法第六十五条を非常に厳格に考えますと、いさしくも本店といふ一つの法人において銀行業務と証券業務とをあわせ営んでおる限り、その支店は一切認めないといふ考え方も一方の極においてあり得ると思ひます。しかしそれでははたしてどうであらうかといふふうに考えまして、今回の考え方では、支店設置も認めることにする必要があるのではないか。ただし、同じ支店で銀行業務と証券業務を行なうことはもちろんのこと、甲支店が銀行業務を営み、乙支店は証券業務を営む、これでは六十五条の秩序がとつて維持できませぬので、それは、日本において当該支店といふことで金融、証券業務を営みたいといふのであれば、日本国内においては銀行業務のみを営むか、証券業務のみを営むか、日本全体を通じていづれかを選択してもらひたい、こゝういふことで支店の設置を認めるということがちやうど妥当な調和点ではなからうかといふふうに一方においては考えております。

律では、子会社をつくつて支店を出してもだめですといふことは一応原則にはいたします。ただ、時勢の進展に應じましてどういふふうにするかは政令以下でひとつ考へてみたい、こゝういふことに考へております。

もつとも、それで当面私はやはり要請にはこたえられると思ひますことは、従来私どもが耳にしておりますところでは、欧州系の銀行、証券会社で日本へ関心を持つております点は、必ずしも支店の開設といふことを何でもかんでもいふふうには思つておる会社、銀行は比較的少ない、ほとんどないといふふうであります、むしろどつちかが国際的な証券発行の場となりまして、それが国際的シンジケート団を組んで世界的に販売されていく、その場合にそのシンジケート団に、自分の販売網が欧州でありますから、加わりたい、さういふ希望を明らかにしておるところもございまして、それにつきましては今回許可制といふことで、その場合その場合の門戸を開いておるもので、それでも必要と必要といふものは当面満ちたといふふうにはいたしません。一方、支店でもって銀行が証券会社といふことの選択制にしまして道を開くといふことによつて、当面は私は、わが国の証券会社が諸外国に出ることのチェックにもならないと思ひますし、相互条件の点から考えましても必要にしてかつ十分な当面の対応策ではないか、かように考えておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 たいへん答弁が長かつたので、私も自分の質問の結論がはっきりわからなくなつてしまつたのです。つまり、形態としては、それはフランスの銀行がある。それが証券業と金融業と両方やつておる。その場合日本で、支店を開く場合に、その銀行は証券業なら証券業だけだ、それが鹿児島にあるか、札幌にあるか、東京にあるか、それは全部証券業である。札幌には金融業があり、鹿児島には銀行業務をやるところがあるといふことではないか、さういふ形態にするといふことですね。

問題は、それでもしかしおかしいではないか、日本においてもやはり銀行業務もやりたい証券業務もやりたいのであるといふ希望もむろんあるかもしれない。さういふことを、支店ではなほ銀行業務と証券業務をやるけれども、別途子会社をつくつて、支店が証券業務をやつておれば子会社の支店は銀行業務をやる、逆の場合は逆のことをやるというふうにしてこれに対処したいといふ希望も持つておられるかと思ひます。その点につきましては、今後諸外国がどういふような情勢でもつて進んでくるか。あるいはさういふふうな受け入れ体制といふものを、わが国から進出状態あるいはわが国の外国投資の状態とも考え合わせまして、いまその点まで確たる見通しを立てて対処することはどうも自信がない、あるいは適当でないといふ判断から、それはこの法

○志場政府委員 さようでございます。

○佐藤(親)委員 それから、だんだん何といつてもこういう問題について国際化が進んでいくわけですから、日本はアメリカ法をとった関係から六十五条というもので金融業と証券業というのは完全に分離されているわけです。これは永久不変にこの六十五条というものは堅持されるつもりでございます。

○志場政府委員 永久かどうかということとはなかなかむずかしいですが、私も冷静に考えてみますと、証券市場の健全な発展あるいは銀行業務、預金者保護という点の確保という両面から冷静に考え、またアメリカの証券市場の実情、銀行業務の実情と欧州の実情と対比して見ました場合の感じから申しますと、私は六十五条を維持することが両面から見て妥当である、かように考えております。

○佐藤(親)委員 冒頭に局長も述べられたように、永久ということになると、佐藤内閣もそろそろおしまいだという話なのでわかりませんし、またいま述べられたのも証券局長としての談話だと思ふので、ひとつお考えがあれば政務次官のほうからお答えをいただきたいと思ひます。

○中川政府委員 永久のことについては、お話しのとおりこれは予測しがたいのでありますけれども、現段階においてはこの六十五条を改正する理由は全く見当たらない、堅持してまいりたい、このように考えております。

○佐藤(親)委員 その場合にやはり問題になるのは、ここでもこういう法案が二つ出されるというの、金融業、証券業などの国際化の問題だと思ふのです。この六十五条というものを堅持して、はたしてその国際化という、ことばでいえば簡単ですが、いろいろ内容があると思ふのです。その国際化というものは、はたしてこの六十五条を堅持することがいいのか悪いのかということとは、これは非常に問題だし、論議しなければいけないことじゃないかと思ふのです。その辺のところ、国際化という問題について、関連でもう一

度、どういふふうにお考えになるか、答弁をいたしたいと思ひます。

○志場政府委員 アメリカは世界じゅうで証券市場も金融市場も最も国際化が進んでいる国であると思ひます。そのアメリカが六十五条とひとしい制度をとっております。さうなわけでは、何もアメリカのまねをすることがベストであるというものを申すわけではありませんが、六十五条の堅持が国際化の障害になるというふうには考えられないと思ひます。

○佐藤(親)委員 この問題、そう抽象論で言つていてもしょうがありませんので、また別の機会に譲るといたしまして、もう一点この外国証券業者法に關してお伺ひしたいのは、つまり本店が外国にあるというところで営業保証金を支店ごとに供託しなければならぬということ、支店の資産を国内に保有しなければならぬという二点が設けられてゐるわけですが、はたしてこれで万全とお考えでしょうか。

○志場政府委員 現在の証券取引法では、日本で設立された株式会社でありますから最低資本金だけでいいのであります。外国の場合に外国法人でありますので、その最低資本金に相当するもの、それ自体を営業保証金とする。しかもこれが供託になります。資本金の場合にはこれが運転といひますが、営業上に生きて動く金になるのであります。営業保証金としての供託金と申しますのは、そういう営業活動に全然使えない、いわばその意味においては死に金になるわけでございます。さうなわけでは、これをあまりに多く供託させるというところは国際的にも問題ではなからうかと思ひます。さうなわけでは、今回はわが国の自己業務の態様の、いわば最低資本金の十分の一というものを原則にいたしましたところで営業保証金をとる。また支店の資産については三つの準備金がございますが、それと国際的に見合つたところの資産を日本において別途保有する。この資産は運用利益を生みますので、別に死に金ではございませんから、その準備

金の額あるいは負債の額と見合つたものを別途に日本で保有しておるというところは営業上できると思ひます。その二つを考えたわけでは、私どもが考へ得る限りにおきましては、これをさらに強化するといふことはちよつと困難ではないか、こゝういふふうにお考えをいただきたいと思います。

○佐藤(親)委員 最後に、この二法が出される前提となつたのは、やはり証券取引審議会から去年の十二月十四日に出された答申書だと思ひます。その四つあるうちの三つまでは二法の中に入っておりますので、いままでの阿部委員との質疑も含めて済んだわけですが、この答申書にある第二に株価安定操作の問題が書いてあるわけですが、これは政令でございますので、法案としては提出されてないわけですが、五つばかりの改正点があつて、もちろん御存じだと思ひますけれども、株価安定操作をする場合には、あらかじめ投資者に対してそれを開示すること、安定操作が行なわれることがあることを記載していかうか、あるいは安定操作をした直後に届出書を大蔵大臣に提出するか、あるいはこゝういふふうに行なつたという報告書を大蔵大臣に提出するか、そのほか、全部で五つの答申があるわけですが、けれども、この答申に關して、このように行なうおつもりがあるのかないのか、御意見を伺ひたいと思ひます。

○志場政府委員 答申の趣旨をそのまま、政令改正、その他の規則改正として実施したいと思ひます。ごさいます。

○佐藤(親)委員 これで質問を終わります。

○毛利委員長 この際、参考人出席要求に關する件についておはかりいたします。

すなわち、証券取引法の一部を改正する法律案及び外国証券業者に關する法律案の両案につきまして、來たる九日、参考人の出席を求め、その意見を聴取することとし、参考人の人選等につきま

しては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○毛利委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後三時五十分開議

○毛利委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。貝沼次郎君。
○貝沼委員 午前中の審議におきましていろいろ根本的な問題が出ておりますが、私は証券取引法の一部を改正する法律案の審議をいたしたいと思ひます。

初めに、午前中の最後のところで、答申をそのまま入れて今度の改正を行なつていくといふふうな答申がありましたけれども、今度の取引法の改正といふものが投資者保護といふ考え方を根本にしてやつてゐるという観点から、私は二、三伺つておきたいと思ひます。

まず、株価操作を行なう場合、いままでは届け出だけであつたわけですが、午前中の話ですと、これは届け出のあつたものは、今度は変わつて、そして記載をしなければならぬ、目録見書に記載をする、こゝういふふうに変つてゐると思ひますが、これは間違ひありませんか。

○茂田説明員 現在検討されております案におきましてはさうなつております。

○貝沼委員 その場合にちよつと伺つておきたいのですが、いままでの届け出だけでも数は少ないやうでありますけれども、今度記載をするとなつた場合、会社側がそれを非常に喜ぶでせうか、それともいやだと思ひでせうか。その辺の見解はいかがですか。

○茂申説明員 喜ぶとか喜ばないとかいう問題ではなくて、やはり安定操作がその増資に対してぜひ必要であるといったような企業の場合には、それはこういふような届け出ができれば当然ふえるであらうと思ひます。

○員沼委員 いまよく聞かされたのでありますけれども、いままでも届け出をやつてきたわけでありまして、届け出は現在まで大体何件くらいあります。

○茂申説明員 現在までの実績では、二十六年中に二件あっただけでございます。

○員沼委員 要するに、届け出をしていても、この日本の歴史において二件しかない、こういうことなんです。ところが、それを届け出でなしに今度は記載をするわけですね。そして縦覧するわけですね。そうすると投資家がそれを直接見る事ができる。こういうわけでは、確かに投資家の保護という立場から私はいいと思う。しかし、そういう方法も、はたしてそれが行なわれるかどうかという問題は実は気になるわけでありまして、投資家がわからないで、ただ届け出をするだけであつて二件しかない。それを今度は記載する場合に、はたしてそれがうまくいくかどうか、その辺の見解を伺つておきたいと思ひます。

○茂申説明員 ただいままでの実績は非常に少ないわけでございます。先ほどちょっと私間違ひまして、二十六年に二件と申しましたが、二十四年を二十六年とそれぞれ一件ずつ、合計二件でございます。

いままでの発行の形式でございますが、従来は額面増資がほとんどございまして、時価発行による増資が数えるほどしかないわけでございます。最近だといふふてきたわけでございますが、額面発行増資の場合にはそれほどこの株価の安定操作を行なふ必要というものが薄いわけでございます。したがって、今度時価発行がだんだんふえてまいりますと、この制度を利用する向き、会社もかなりふえてくるのではなからうか、かように考へておる次第でございます。

○員沼委員 いままで届け出が二件しかないという事でありますけれども、この二件ということとは、届け出のあったもののしか絶対ないということとは断言できますか。それとも、それに幾らか疑わしいものがあつたのではないかと、うううな懸念はございせんか。

○茂申説明員 その点につきましては、先生御承知のとおり、市場の取引につきましては証券取引所におきまして厳正な相場監視が行なわれております。したがって、その取引所の運営よろしきを得る限りにおいては、こういう問題はまずないのじゃないか、そのようにお答えしてよろしいかと思ひます。

○員沼委員 当局としてはいいわがざるを得ないと思ひますけれども、しかしいろいろな面で新聞をにぎわしてあります。それについても相当の調査をしたと思ひます。しかし、そういうような問題を起してゐることも、私はいさゝか、これは実際はわからないけれども、あり得るのじゃないかという気がするわけですね。あるいは直接、こういふようなわけで法に具体的には触れてないけれども、それに似たようなものが行なわれている、こういうことは私は絶対に否定するといふことはできないのじゃないかと思ひます。そういうような場合に、証券局としてはどういう態度をとられますか。

○茂申説明員 その点につきましては当局としても、先ほど申し上げました取引所の相場監視を含めた自主的な規制、これにつきまして事あるごとにその強化すべきことを指導してゐるわけでございます。最近におきまして、取引所におきましては内部的な相場監視の体制も十分に整へまして、相場監視の上で十全を期するべくやつておる次第でございます。その特別な問題はないのじゃないか、かように考へております。

○員沼委員 相場監視の体制といふことがございまして、具体的なにも少し御説明願ひたいと思ひます。

○茂申説明員 取引所におきましては相場の監視

基準といふものを設けて、かたがた、また担当の市場あるいはまたこれを専門的に監視いたします。売買管理室といふようなものを設けておきまして、その機構を通じ、またさういふ相場監視基準といふものを厳正に運用いたしまして、そして遺憾なきを期しておる次第でございます。

○員沼委員 証券局長がお見えになりましたので、実はこれは朝日新聞の記事であります。有名な三光汽船の関係であります。この記事を読みまして、このときに「当の三光汽船関係者は、うわさのタネにされるのは迷惑千万といった表情」であつた。そこで「世界的な海運市況の堅調で、今九月期は予想を大幅に上回る利益が上がる見通しで、配当も二分増配して一割にした。こうした経営の実績からすれば、当然の株価で、これまでが安過ぎるのだ」といつてゐる。一方では例によつて「大蔵省、株価操作の疑い」調査に乗出す」といつた、売物のタネにするウワサも流れ出ます。同省の志場証券局長は「そんなものをいふいちがまつていたら、一年中調査に乗出さねばならぬ」といつて笑い飛ばす。こういう記事が出ておきます。私は、証券局長の設置の目的あるいは性格の上から、この証券局長の「笑い飛ばす」といふような姿勢があつたならば、どのように法律を改正してみてもこれはちよつと問題なのではないかと思ひますが、証券局長はどのようにお考えでしょうか。

○志場政府委員 ただいま読み上げられました記事につきまして詳しく存じませんが、どういふ内容の新聞記者の質問でありましたか正確には覚えておりませんけれども、こういうことではないかといふふうに記憶を呼び起こしておりますが、それは要するに、三光汽船の株価の変動についてさまざまのルーマーが流れてゐるようだけれども大蔵省は調査したかといふことではないかと思つております。確かに証券取引をめぐるいろいろな動きの中には、情報産業といふことで証券業はなつておまして、情報といふものが非常に重要で大事な事柄でございますけれども、それだけ

に、ためにするといふまいやうか、あるいは根拠のないことであるとしてもそれを大げさにいいますか、さういふふうなことはしばしばよく耳にすることでございます。私ももといたしましては、先ほど来御説明しておりますように、取引所における相場取引の監視につきましては、まず第一義的に自主的な取引所による売買の取引管理といふことに期待してゐるわけでございます。同時に、法律上違法な、不正なる相場操縦その他の行為がありましたならば、これは刑事罰といふこともございまして、そのための調査といふことをしなければなりません。そこで、おそれないまいやうな調査をしたかといふことであつたのではないかと、私どもは取引所監視官を通じて、何かのうわさなりルーマーが聞かれますと、直ちに取引所の売買管理室のほうから、そのことの実際の問題としての状態といふことを絶えず聴取いたしまして、それに基づいて、ある不正なりあるいは相場操縦といふような疑いが持たれた状況がありました際に初めて調査するといふこととでございます。で、往々にして問題になりますのは、いろいろのルーマーの中には、売り方、買い方という両方の立場があるわけでございます。大蔵省の調査が入りますと、それはそのことでもつて相場が、どつちかといふと下がるほうに動く、こういう作用を必然的に持つのであります。さういふわけでありまして、私どもが軽々に動きまゐると、あるいは調査してゐる調査中だといふやうなことを申しますと、あるいは――実際に調査いたしますにはそのタイミングなり事案につきましても慎重でなければならぬわけでありまして、ルーマーがあるといふことでそれといふのでうかうか調査をするとか、調査をするつもりだとか、調査をしておるといふことになりましますと、それは大蔵省の調査、検査といふものが、ためにする、たとえば売り方なら

に、ためにするといふまいやうか、あるいは根拠のないことであるとしてもそれを大げさにいいますか、さういふふうなことはしばしばよく耳にすることでございます。私ももといたしましては、先ほど来御説明しておりますように、取引所における相場取引の監視につきましては、まず第一義的に自主的な取引所による売買の取引管理といふことに期待してゐるわけでございます。同時に、法律上違法な、不正なる相場操縦その他の行為がありましたならば、これは刑事罰といふこともございまして、そのための調査といふことをしなければなりません。そこで、おそれないまいやうな調査をしたかといふことであつたのではないかと、私どもは取引所監視官を通じて、何かのうわさなりルーマーが聞かれますと、直ちに取引所の売買管理室のほうから、そのことの実際の問題としての状態といふことを絶えず聴取いたしまして、それに基づいて、ある不正なりあるいは相場操縦といふような疑いが持たれた状況がありました際に初めて調査するといふこととでございます。で、往々にして問題になりますのは、いろいろのルーマーの中には、売り方、買い方という両方の立場があるわけでございます。大蔵省の調査が入りますと、それはそのことでもつて相場が、どつちかといふと下がるほうに動く、こういう作用を必然的に持つのであります。さういふわけでありまして、私どもが軽々に動きまゐると、あるいは調査してゐる調査中だといふやうなことを申しますと、あるいは――実際に調査いたしますにはそのタイミングなり事案につきましても慎重でなければならぬわけでありまして、ルーマーがあるといふことでそれといふのでうかうか調査をするとか、調査をするつもりだとか、調査をしておるといふことになりましますと、それは大蔵省の調査、検査といふものが、ためにする、たとえば売り方なら

売り方というものに悪用される、利用されるというおそれを常に考へておるわけでございます。さうなわけでありますのでさうな趣旨のことを申しまして、そのとき、たしか記憶では、もちろん監理官を通じて取引所のほうから売買管理室の当該状況を注視しております、さうなことを踏まえて、一々大蔵省が何かのうわさがあればすぐ調査するとかいうものではないということの説明したというふうに記憶しておる次第であります。

○員沼委員 私もおそらくそうだとは思ふのです。しかしながら新聞に「笑い飛ばす」というふうに書かれるということは、事実そう言っていないけれどもそういうふうに受け取られるだけの雰囲気があるということは、私は証券局としては、しかも局長としては反省をする必要があると思ひます。

なぜ私がこういうこまかいことをいまくどく言っているかと申しますと、この法律の改正と同時に、これを運用していく場合、やはりその法律を生かすも殺すも運用する者にかかっているわけでありますから、この運用する者の態度、言動といふもの、これが投資家にとっては非常に不安を与えたり、安心を与えたりすると思うのです。したがってこの際、こういう問題を世間にはっきりしておくということは大事なことではないか、こういうわけでは何ったわけであります。

先ほども伺ったのでありますが、証券局長にも一度伺つておきたいんですが、この株価操作をする場合に、いままでは届け出であつた。ところが今度は、届け出もするでしようけれども、同時に、記載をしなければならぬということになるというのであります。ところが、そうすると株価の変動予想、これが会社側としては幾らか心配があるのじゃないかという私は気がするのであります。そうすると、その心の動きというものが——いままで届け出をするだけでも実際にそれもしなかつたわけでありまして、ところが一々書くとなると、これはちよつと自分の場合、立場がおもしろくな

いというふうな感情があれば、自然とそれをやらないという動きにはならないか、こういう心配があるわけですが、この点は心配ございせんか。

○志場政府委員 先ほど御説明いたしたかと思ひますが、今度の改正案では、目論見書に株価安定操作を行なうことがあるかもしれないという旨を記載した場合でなければ安定操作はできない、こういうふうにするつもりでございます。その場合に、仰せのごとく、安定操作をしなければ増資なり時価発行ができないというふうな会社なり時価発行であるのか、こういうふうにとられやしないかということをおもんばかりまして——実際はその安定操作をもし必要なきにはしてほしいのだけれども、目論見書に書くことがどうかというふうなあるいは懸念も起こされる向きもあるかも存じませんと思ひます。しかしながら今回の改正案では、同時に別途、増資期間中におきましては幹事証券会社というふうなものは、要するにディーラー業務と申しますか、自己の損益計算におきまして当該株式を自己売買することはできないというふうに、自己売買の禁止を伴うわけでございます。そういういたしますと、むしろ私もしましては、企業は万一の場合をおもんばかりまして、先生の御心配とは逆に、少しでもこの安定操作を、場合によっては、市況のいかんによりまして行なう必要があるかもしれないと想定される場合には、むしろあらかじめ目論見書に書いておく、こういう考え方になるのではなからうか、こういうふうには実は想定はいたしております。

○員沼委員 これは私一人で考えたのではなくて、ある証券会社の人の意見は聞いたわけでありまして、そのときに、要するに何か問題が起きなければこれは露見しないわけでありまして、一々そういうことを書きたる人なんかおろはすがない、こういうふうな意見を言つた人がおりましたので、これはちよつと心配なことだな、こういうわけでは実は聞いたわけでございます。したがって、どちらにしてもそのことを実らせるため

に実際にどういふ運用のしかたをするか、具体的なやり方あるいは行政指導の問題、いろいろあると思ひますけれども、そのことを注意深くやっていただきたい、こういうのが私の希望であります。

それから、この株価操作の問題は実は時価発行から発生する場合が多いわけでありましてけれども、この時価発行の問題でいろいろなことを聞いているわけですが、たとえばアンダーライターの問題ですね。要するに証券会社は時価発行する会社からひとまず発行する株式を全部またはその一部を買い取つて投資家に売り出す。かりにこの株に人気がなく売れ残ると、引き受ける証券会社が自己責任でかかえ込まなければならぬ。それだけ証券会社もリスクを負うことになる。引き受け資金あるいは販売が充実しないといふ時価発行が困難になる。いまのところは時価発行は比較的小型の会社が多いようでありましてけれども、これが大会社の場合になつてくるといろいろ問題が大きくなつてくる。こういうふうな証券会社の弱みといふか、そういう声があつたわけでありまして、この点について証券局長はどのようにお考えですか。

○志場政府委員 けさは外国証券業者に関する法律の際にも関連して申し上げたこととございまして、わが国の証券業務のうち、国際的に見ましても、また本来あるべき姿から見ましても、最もおかれておる、弱いと考えられます点は、ただいま仰せの引き受け業務、アンダーライターとしての動きふりのところであらうかと存じます。この点につきましては、もちろん最低資本金といつたしまして、幹事引き受け会社になる場合には三十億円でありまして、資本金ベースを置いておられますというところは、仰せのような財務体質あるいは金融力というふうなものを備えていることを必要とするという認識に基づくものではございまして、ひるがえつて考えてみますと、引き受け業務が健全であるかどうかということは、発行されました有価証券が右から左へ、いへば証券会社に滞

留することなく投資家に売られていく、消化されていくということが望ましいわけでございます。もちろん、いろいろとそれとときの事情がございまして、万が一引き受けぬという事態を招かないとも限りません。その意味におきましてリスクもございまして、これに耐えるべき財務体質といふものももちろんなければならぬ場合もございましてけれども、ねらいはそういうことを想定して財務体質を強化することにつとめるべきであるということにあるのではなくて、むしろ当該増資、新株の発行という問題がすべての投資家から歓迎されて買ひ取られていく、増資に際しては引き受け残が残ることがないようになつていくことのために、健全なる、また発行会社と独立いたしました、權威のあるアドバイザーとしての機能を充実するといふところに今後のポイントがあるかと存じます。

従来の増資の形態は、御案内のとおり、ここ一、二年前まで、また現在でも大半はそうでございますけれども、株主割当ての額面発行という増資でございまして、この場合には株価が額面よりも高い場合でございまして、払い込みに事実上強制力を伴いますために、失権株が出るとか売れ残りが出るとかいうようなおそれがないままに、証券会社のアンダーライターとしての業務、機能というものが実は育たないで来ておると思ひわけでございます。さうなところがございまして、この一、二年間の時価発行の場合に私ども一番遺憾に思ひます点は、いわゆる証券会社同士の幹事競争といふものを極力抑えまして、そして打つて一丸となつて、発行会社のわがままなところは語弊があるかもしれませんが、場合によつては不健全にわたるかもしれないという増資のチェックをする。そして発行市場の健全化、それから投資家の保護といふことを十分に考えまして、発行会社に対して力強い、独立した、また權威のあるアドバイザーを行なつて、発行市場を妥当にコントロールしていくという機能が期待

されるところでありますけれども、それが遺憾ながら、むしろ発行会社の御用聞きをつとめる、ことばは悪いですが、そういうふうな面がなかったか、という点でございまして、もちろん仰せのごとく、万一の場合に備えまして、財務体質の強化拡充ということもつとめなければならぬが、幸いにしまして、免許後二年ばかりの間に、その点は、引き受け業務を営める会社につきましてはおおむね良好の域に達しておると思ひますけれども、むしろ今後の問題は、発行会社に対しては、独立した、權威を持ったアドバイザーとしての中身の充実につとめることに指導してまいりたいと思つておる次第でございまして。

○貝沼委員 会社と証券会社の関係であります。それから今度は、この証券会社が、ただいま局長にいろいろと話していただきましたが、確かにこれはまだまだ弱い立場にある。と同時に、それに反して強い立場にあるのが実は銀行であります。現在の日本の株式会社の自己資本などを見ましても、私が聞いたところによりますと一四、五％とかいう非常に少ない割合であります。ほとんど銀行の融資とかそういうものでやっておりますのでありますけれども、この銀行が非常に強いということにまた証券会社を弱めていることにもなつてゐるんじゃないか。証券会社がずいぶん冷やめしを食わなければならぬ場合もある。そして抱き込んだような場合は、今度はその資金繰りのために、たとえば株を担保に入れるとか、あるいはいろいろな事件が起こり得る。その融資のために証券会社が苦勞するという場面もあります。こういうようなことがひんぱんに起る人たちはあふなく、今度は実際に株を買っている人たちはあふなく、今度はいよいよ心配があらはれます。これは投資家保護という立場から非常に大きな問題ではないかと思つて、その融資とか銀行との関係、こういった面では局長はどのようにお考えですか。

○志場政府委員 わが国の企業の体質として、戦前に比較して、また先進諸外国と比較して最も脆

弱であると思われまふ点は、ただいま御指摘の自己資本が飛び離れてわが国の現在では低いという点であらうかと存じます。ただ、この点につきましても、戦後のいわば財産が全部飛んでしまつた中から、急速なる戦後復興あるいは新たな技術の導入してこの経済発展、その過程におきまして、やはり毎年毎年、マネーフローとしましては、ゆる間接金融、銀行からの融資に依存する資金調達をもつてこの追加的な資金需要をまかなわざるを得なかつたという情勢があるわけではございまして、にわかに、現在のストックとしての自己資本は低いからすべていままで悪かつたとか、企業体質自体が非常に悪化してゐる。あらゆる面で、経済力という意味において悪化してゐるというふうにいえない面もあらうかと存じます。しかし、今後の国際経済の競争場裏というのを考えますと、やはり財務体質的に自己資本の比率が一六、七％という低いことでなくて、これが三〇％とか四〇％とかいうふうにならなかつて、景気変動でありますとか、金融の繁閑の変化とか、そういうものに耐え得るような体質であることが要請されると思つてございまして。

しかしながら、この方向はなかなか一朝一夕にしては達せられないと思つてございまして。経済の成長が適正なる、モダレートな成長率であること、また、個人の所得も漸次増加いたしまして、いわゆる金融資産の多様化という面を通じて、単なる預金をしていただけでなくて、社債、株式といったような有価証券投資へのそういう余力と申しますか、それをまかなうような個人の金融資産の増加、蓄積の方向をたどるということ、そういうような環境が進むということに伴ひまゐると、人為的な、カンフル注射みたいな措置はとつてい期待できないわけでありまして。もちろん政府といたしましては別途に、いわゆる間接金融の場合と直接金融の場合におきまして資金供給者の、たとえば税制の面における負担の平等、バランスをはかるという問題、あるいはまた、とりあえず機関投資家の育成といたしまして、たとえば公社債投資信託でありますとか株式投資信託で

ありますとかの育成、そして今回また、この少額の貯蓄免税の中に株式投資信託の受益証券を含めることにしていただきました。長期に株式投資は預金に比べますと実は長期投資という面があるわけではございまして、長期の貯金を導入するといふような面での配慮でありますとか、万般の考えられる制度的な改善といふものは講じてまいることにつとめておるわけではございましてけれども、これは一朝一夕にはまいらぬ面もあらうかと思ひます。

なお、今回の改正におきましては、時価発行といふことも想定いたしました。有価証券の届け出の場合のディスクロージャーの時期を早める、あるいは効力発生前の勧誘を認める、その他の措置も織り込んでおるわけでありまして、もう一つの制度相まちまして逐次そういう方向へ、堅実な環境改善をはかるということ以外にはないのではなからうか、かように考えておるわけではございまして。

○貝沼委員 証券局は直接の監視をする立場でありますから、しっかりと、証券会社がそういう不当な圧迫を受けないように、またつづれたり何かして投資家に対して迷惑をかけないように、十分注意していただきたいと思います。

私はこういうような根本的な問題は、これは自己資本というふうなところから見ても、日本の経済政策というものに原因があるんじゃないかと思ふのです。銀行に対するいわば過保護的な政策というものの、そしてまた経済成長というものがこの原因をなしておるのではないかと思ふのです。証券局の立場として、そういう考え方についてはどのようにお考えですか。

○志場政府委員 私の立場から、金融行政、銀行に対する行政が可能かどうかということをおし述べますことは差し控えたいと思ひますが、しかし御案内のとおり、金融制度調査会の答申以来、金融の効率化といふことでございまして、このきびしい情勢のもとで競争にさらすという方向を大きく打ち出してありますことは御承知のとおりか

と思ひます。私どもは証券業界に対しまして、国際化という中にとけ込めばとけ込むほど、いたずらに過保護といつたようなことにおちいらぬように、むしろ望ましい刺激として受け入れるべきものは受け入れまして、健全なる投資者から信頼される、また競争に耐え得る営業態度あるいは財務体質その他の状況を備えた証券会社たるべくきびしい指導につとめるべきである、かように私どももいたしましては証券行政については考えております。銀行行政につきましても、おそらく同様な観点から今後行政を推進されることと思われ

○貝沼委員 政務次官にちよつと伺つておきたいのですが、いま申し上げましたように、根本的にはこういう銀行過保護の政策によるんじゃないか。したがつて、これはある程度考えなければいけない。こう思ふのです。すべてがすべて悪いというわけではありませぬけれども、投資家保護という立場から考えるとそういう要素もある。したがつて、それに対してさらに検討を加える必要があるんじゃないかと思つてあります。政務次官はどのようにお考えですか。

○中川政府委員 その点は重要な問題であらうと存じます。銀行が過保護という面もあるいはあるかも知れませんが、それよりは証券投資に不安がある、投資者保護に欠けておつた、そういうところとが直接金融が少なくなつた原因の一つではないかといふふうに考えまして、今回出しました法案も、証券市場を育てる、銀行に負けない姿に持つていくというねらいから出たものでありまして、これから直接金融がだんだん伸びてくるようにやつていくべきであらう、このように思つております。

○貝沼委員 証券局長に伺ひます。この時価発行をする場合に、大きく分けて四種類くらい、いろいろなやり方があるわけでありませぬけれども、西独方式というのがわりと安全なのではないか。これは発行する人の自由でありますからどうすることもできませんけれども、私はやはり西独方式く

らしいところまで考えるほうがあつた方がいいの
が、気持ちだけでけつこうですから、証券局長は
どうも気持ちでそれをこらへていただきますか。

○志場政府委員 私ども率直な感じを申さしてい
ただきますと、実は西独方式は一種の額面発行の
延長にあるような感じがいたします。株主割当
法とありまして、また株主割当でなければ商
法の関係で、西独方式、つまり額面と時価との
中間の価額で増資発行するということが不可能と
思いますが、株主割当でなるわけではございま
すが、そういった場合におきましては、質
的には額面発行の延長にあるものと考へられま
す。つまり株主に対しては必ず払い込み強制力
を伴うわけでありまして、さういふ点から申しま
すと、これは発行企業が払い込み強制力の働きの
いうことに大きく着目いたしまして、これを乱用
と申しますか、悪用と申しますか、さういふおそ
れもなしとしなければならぬか。したがっていま
して、それがはたして健全な増資、また今後の堅
実なる企業のあるいは収益の成長、したがってそ
れを著実に株主に還元していくということのつ
ながりという面がややもすれば薄れるというおそ
れもなきにしもあらずではなからうか。やはり時
価発行は、その際におきましてそれに応ずるか応
じないかという株主のきびしい批判のもとにおい
て慎重に行なわねばならないかと思へます。
さういふことを考へました場合に、この果
たすべき経済機能の点を別にいたしまして、私
どももいたしましては率直に申して、時価発行は
やはり本来の時価発行といふことをたてまえに置
きまして、それを自分の会社がいづつ行なうべきか
行なわねばならぬか、さういふところまで、あるい
はさういふ規模で行なうべきか、行なうことがで
きないものであるのかというところを真剣に考へ
て、そして慎重に、実行するならば実行するとい
う方向が望ましい方向ではないか、率直に申せばか
ように考へるものでございまして。

○貝沼委員 さらに、時価発行に対してさうい
う意見がございまして。それは、時価発行は投資家
の犠牲にして企業と証券会社が得をする結果になり
かねない、すいぶん大胆な言い方ですけれども、
さういふ切つておる人もおられます。したがって、
発行価額は額面と時価の中間以下とし、プレミア
ムの還元の具体的計画、方法を増資目論見書に明
記する、時価発行に移る前に額面増資をし、その
とき次回から時価発行にするという予告を義務づ
けることが必要である、さういふふうな意見を
言っている人がおるわけでありまして。これにつ
いてはどう考へてですか。

○志場政府委員 実は増資といつたよりな、つま
り発行市場に対して行政的にどこまで介入
あるいは指導できるかということがなかなかむず
かしい問題であるわけではございまして、私ども
その点は問題意識はいろいろと持ちながら実は
日々苦慮しているところでございまして。さしずめ
は政府の監督下にありましてさういふ証券業者を通
じて、証券会社が引き受け会社、アンダーライター
として機能する、その機能のしかたを指導するとい
うことを通じて間接的に発行会社の善処を求め
る、さういふことになるわけではございまして、さ
ういふ点から申しまして隔靴掻痒の感というこ
とで徹底を欠く面もむしろ多く出てくるわけでは
ございましてけれども、ただいま御指摘になりました時
価発行につきましては、できるだけその前に少な
くとも一回、額面発行の増資を行なつて、その際
に、この次からは時価発行を行なうというふうな
予告を行なうべきこと、あるいは時価発行後ある
いはその際における無償交付、ないしはその後の
プレミアムの還元の具体的スケジュール、あるいは
増配のめどといった、将来にわたる、つまり株
主に収益を還元するといふ方策を具体的に明らかに
にして、それと、いま申しましたあらかじめ予告
というものを積み重ねることによりまして初めて
時価発行にいくべきである、さういふ御提案で
ございまして、これは実は証券取引審議会におきま
しても数年前にさういふふうな大かたの感触が出
たわけではございまして。私どももその点につきま

ては望ましい方向として思っております。事実、
個々の具体的な増資の場合におきましては、さう
いふ方向に沿つた指導は幹事証券会社に対しては
してはしておるつもりでございまして。ただ遺憾な
がら、先ほど申したような、発行企業に対しては
は回り回つたような間接的な影響を及ぼし得るに
すぎませんし、また非常に私どもにとりまして、
と申しますよりもむしろ大きくは投資家でもござ
いまして、不幸でございまして、一昨年から
去年の初めごろにかけて非常に株価が堅調
でございまして、さういふ指導を一面において行
ないましたにかかわらず、やはり産業界のほうに
いづれかと申しますと強硬と申しますか、さうい
う風潮がございまして、その趣旨が徹底を欠き、
それが原因ではないと思ひますけれども、不幸な
株価下落といふことのもに現在あるという経緯
でございまして、その不幸な株価下落といふこと
が、いま私どもが仰せのような線で指導してい
る、本来さうあるべきだ、少なくとも過渡的には
さういふことにすべきだといふ点を、間接的な
行政指導ながら浸透させてまいらる上におきまして
は、非常に貴重な教訓をみんなに与えたとい
うことになるわけではございまして、私どもは、さ
ういふ環境のもとにおきまして、いま仰せのよう
なことを個々具体的に、できるだけさういふ方向で
実現されまうように指導につとめてまいりたい、
かように考へておるところでございまして。

○貝沼委員 もう一点。それは証券会社の寡占状
態、これと会社との関係になるわけでありま
すが、この関係では、先ほど局長からも、証券会社
が御用聞きみたいな――まあ、ことばはよくない
けれども、さういふことでしたが、さういふ面があ
るわけですね。これを救うために具体的にどう
いう方法をとるか、それをお伺いいたします。
○志場政府委員 これははなはだむずかしい問題
でございまして、端的にはいわけゆる幹事競争とい
うわけではございまして。幹事引き受け会社になると
いうことは、証券会社にとりましては、発行企業
に対する関係におきまして、また販売網を利用

しまして広く大衆投資家と結びつくという面にお
きまして、またより直接的には引き受け手数料
の稼得という面から申しまして、非常に大きな
メリットのある分野であることはもちろんでござ
います。さういふところから非常に過当競争にお
ちいりやすい。それがひいては、投資家のサイド
から見ますと、投資家の保護という点で少し欠け
るところがありはしないかという、営業態容とし
て望ましくない方向にいく可能性、危険性もあ
る。私どもとしては、いま必要なことは、
大衆一般投資家のために証券界があけて健全な
引き受け機能を持たすべきである、使命を果たさ
べきであるといふことで、打つて一丸となつて、
その正常化、健全化につとめるべきだといふ指導
でございまして。

さてしからば、さういふ具体的方策でこれを
するにつかましては、実は商売上の、いへばポ
イントでありますだけにその競争が深刻なるもの
がございまして、われわれのほうにいたしまして
も、うかつにこれ指導しにくい点があります。
そこで、はなはだ苦慮しているようなわけでは
ございましてけれども、私どもはいろいろと事前に役
所のほうに、たとえばこの会社についてはさうい
う増資計画がある、さういふかといふたような
相談を、できるだけ早く、またある見込みがあ
らうとなかろうと、少しでもその話が出たならばま
ず連絡してもらいたい。さういふことからまず始
めております。

それで、私どもが要するに聞かしまして、どうも
さういふ増資はちよつとどうなんだろうかとい
うような感覚がありますと、それをすすめてやめて
もらう。そのときにさういふ連絡を受け取りませ
んと、たまたま連絡していたA会社が、なるほど
役所のいうところもさういふことであるといふこと
でやめたにいたしまして、それを今度はBとい
う会社が食いついていきまして、そしていわばそ
れを取つてしまふ。それが役所への連絡をしない
でおいといたしまして、いわば正直者がばか
をみるようなことで、さういふ秩序を維持すること

はできないわけでございます。私どもはできるだけ前広に事前の連絡を受けるということを通じまして、お互いに相手の領域みたいなものを取り合います。お互いにこの混乱がないようにする。あと一般的にそういう使命を感じますか、あるべき証券引受業務の姿ということ業界全体の責任として遂行すべきであるという、いわば商業道徳といえますか、そういう面になるかもしれません。が、そういうものを通じてやはりこの自覚を訴えるということではないのでしょうか。それ以外にちよつと立ち入った具体的な指導というものはむずかしいのじゃないかと考えております。

○貝沼委員 時価発行の問題はそれくらいで……。

次に、この二十一条に損害賠償の問題がございします。実際に粉飾決算が起った場合——これは防止しなければならぬわけでありまして、実際に起った場合、損害賠償を請求する。そういう場合、一体どういふ基準のもとにそれを計算するのかということが一点であります。

それからさらに、それを請求されたほうは、今度は一人ではありませんから、おのおのにどういふような配分をするのかという点です。この点はどういふようにお考えですか。

○志場政府委員 第二十一条の損害賠償に関する規定でございますが、お尋ねの第一点の、損害賠償額はどうか基準によって計算されるのか、こういうお尋ねでございます。損害賠償は、粉飾決算等によりまして自分の所有している株式について損害を受けたとする株主が、個々にその訴えを起すということになっておるためでございます。と申し申すのは、その当該有価証券を買った、つまりその株主となった日時というものが株主によってすべて違っておりまして、全く同一に損害額が計算されるということにはならないわけでございます。この場合に、第十九条という規定がございまして、そこにはございまして、たとえば増資に際して二百円の払い込みでありましたために二百円払った。ところがその後、届出書に

粉飾決算があるということが発見されて、市場価値額が二百円であったものが百五十円にその直後暴落してしまつたというときには、大体大さっぱに申しますと、取得のために支払った二百円は払い込んだときの時価とみなすことができるわけでございます。それと、粉飾が明らかになったあとの時価たる百五十円との差額の五十円が一株についての損害額ということになるわけでございます。それに自分の払い込みました株数をかけたものが、当該投資者にとつての請求できる損害賠償額ということになるわけでございます。ごくラフにはさうように考えていただいていいのではないかと考えられます。

それから、相手方の負担分担でございますけれども、現行の規定におきましては、第十八条におきまして、当該届出書を出した会社、つまり増資を行つた発行会社が無過失の損害賠償を負うことになつております。今回御提案申しております第二十一条は、その会社のほかに、故意、過失のあった当事者たる当該会社の役員、あるいは虚偽の監査証明をいたしました公認会計士、並びにこのことを知つていながら勧誘等をいたしました幹事元引受証券会社も損害賠償の責任を負うことがあるのだというふうにいたしました。お尋ねの点でございますが、これらの関係につきましては、いずれも故意または過失を要件としたしております。無過失責任ではございません。故意または過失のあることにつきまして共通しております限り、当該当事者間の個人間の賠償の負担額というものは、ごく大原則を申しますと連帯であり、また均分である、こういうのが原則かと思ひます。ただその場合に、たとえば元引受証券会社が数社あるといった場合に、取り扱いが異なつておればその扱い方に応じてまた大小スライドするということがございします。ございしますけれども、この損害賠償に当たる者相互間の負担割合は均一というところが原則であらうかと思ひます。

○貝沼委員 均分が原則ですね。それはわかりました。

それで、この損害額の推定ですね。これは簡単におつしやいましたけれども、実際の問題はそう簡単じゃないかと思うのです。いろいろな場合が起り得るのじゃないかと思うのですが、これはこのところで非常にやこしい問題をこれから起すのじゃないかと私は非常に心配するわけです。そういう心配は全然ありませんか。

○志場政府委員 第十九条、先ほども申しましたが、増資の場合の損害賠償につきましては法定されておりました、もう一ぺん申しますと、賠償の責めに任ずべき額は、請求権者、つまり株主が当該有価証券の取得について支払つた額、これは増資の場合でございます。先ほどの例であります、一株当たり二百円で発行と仮定いたしましたから二百円でございます。二百円から「次の各号の一に掲げる額を控除した額とする」ということでございまして、この一号は「前条の規定により損害賠償を請求する時に引ける市場価値額」でございます。したがって、引き続き持つております場合は、この二百円で払い込んだ後、増資の基礎として提出された有価証券届出書に粉飾決算があつたというところが明らかになりまして、それが世の中に報道されます。大蔵省も調べ、あるいは公認会計士の処分もいたします。そういう事実が世の中に明らかになりますと、たとえば昨年の日本テレビの増資の場合がさうでございます。市場価値額はたちまち落ちるわけでございます。先ほどの例で申しますと、二百円が百五十円になつたというところが出てまいります。市場価値額がさういふ変動を示しておりますので、たとえば本日現在の市場価値額が百五十円になつていくときに、きょうある株主、たとえば私が損害賠償の訴訟を提起いたしましたとしたしますと、きょうの時価百五十円が二百円から控除されるべき額となりまして、つまり私にとつてみますと一株当たり五十円の損害賠償を請求できる、こういうことになりますので、これは仰せのような、損害賠償請求額がなかなかやこしいんじゃないか、計算がむ

ずかしいんじゃないかということにはならないんじゃないかと思ひます。

ただ今回は、この増資の場合だけではございませう、この有価証券報告書に虚偽の記載があつた、つまり粉飾があつた場合につきまして、これは現在でも民商法の規定によつて損害賠償できるわけでございますけれども、筆証責任を転換いたしました上で、公認会計士あるいは役員の責任を問うということにいたしておりますけれども、その場合の損害賠償額につきましては、なかなかいろいろの問題があるかと存じます。つまり、いまの増資の場合は、その株主が増資の際に払い込んだ払い込み額というものはもう固まつております。一律にきまつておりますので明らかでありますが、有価証券報告書の場合には増資という手続がございまして、ただ流通してあります市場価値額があれこれ動いているわけでございます。それでその時期に粉飾が明らかになつた。それから株価がすくと落ちるということでございます。それで、当該落ちた後の株主が、いつ自分が買ったものであるかということが人によつていろいろ違ひます。もつともその場合も、当該株主にとりましては、おれは幾らで買ったのだということとがわかります。けれども、今度はその落ち込んだ株価が毎日固定しております。また戻したり、また下げたり、波打ちます。さういふわけで、そこをどういふふうに見るのが一番妥当かというところは、これはどうも法定するわけにはなかなかいかぬ点がございします。したがつて法定しております。ですから裁判官の判断ということになるわけでございますけれども、確かに大體の大さっぱな額はあるいは判断がつくかも知れません。一株当たりにつきまして何円何十銭といたつたところまでなかなかむずかしいところであらうかと思ひます。しかし、おのずからある期間の平均値をとるとかいうことを通じまして、まずまず妥当な判断は、個別の場合に裁判官もつけることができるのじゃないか、かように思ひますけれども、これを法定することはどうい

無理ではないかと考えております。

○貝沼委員 いまの説明を聞きまして、確かにそれは私にはむずかしいと思います。実際、きょう、あす、あさつと、時々刻々これは値段が変動しているのだから、ほんとうならばこれは全部分析しなければなりません。しかしながらそんなこともとてもできないというふうなことで、いろいろその場合になって訴訟問題や何か起こるんじゃないかと思うのです。その点が非常に心配でありますので申し上げたわけでありまして、それから、さらに制度上の問題でありますけれども、現在の証券会社がアンダーライターあるいはブローカー、ディーラーというふうになつていくわけでありまして、これを分離して、そして証券会社内部の操作がしにくい、こういうふうにする必要があるんじゃないかと思はるのです。ですから、この点についてはどうにお考えですか。

○志場政府委員 いわゆる職能分離という考え方でございまして、確かにブローカー、ディーラー、ライター業務を同じ証券会社が兼業しておるというところは、いろんな面で投資家保護という点から問題があるんじゃないかという問題はございまして。最も端的には、いわゆるブローカー業務とディーラー業務との兼業でございまして、証券会社の自己売買をする場合の証券会社にとっての利益は相手方となった投資家にとっての損失である、逆は逆であるというふうなことから、利害相反という問題でかねてから議論になるところでございまして。ただ、やはりわが国の場合に、遺憾ながら、ブローカー業務とたとえばディーラー業務というものを分離するといいたした場合に、それぞれが堅実な利益、収益というものを維持、継続できるであろうかという点が現実の問題としてひっかかってくるわけでありまして。考え方をしましてはこの利害相反はないというふうにいたしましたところで、それぞれの企業体が経営が成り立たずに、その面から投資者に支払い不能になるというふうなことになるのは、これはアブハチとらずでございまして。角をためて牛を殺すというこ

とになりかねません。さようなわけで、本来のあてべき姿あるいは究極の将来の姿というふうなことを考えますと、決して最善ではないというふうな思いをいたしますけれども、とにかく現在の姿にいたしましては、やはりこれは同一の会社において兼営を認めざるを得ないであろうというところで、さきの免許の、証券法の改正も行なわれたわけでございます。で、兼業禁止の規定は設けなかったわけでございます。ただ営業の態度といたしまして、やはり利害相反ということがかなりあって、そうして投資家の信頼を失つてはいかんというところから、私らといたしましては、業務方法書におきまして、そのブローカー業務を営む証券会社の場合のディーラー業務は、ブローカー業務が適切に行なわれるためにこれを補完するという程度にとどめるべきこと——これは非常に抽象的ではないかという御指摘もございまして、そのとおりでございましてけれども、という意味は、ブローカー業務を健全にするためには、投資家のためを考えたとしても、株価が比較的乱高下がなく、連綿的に継続的に維持されることが必要でございまして。その場合に、ある投資家の売りはあるけれども買いがさっぱりないといった場合、あるいは逆の場合、そういうのが市場の取引の合い合い間に出てくるということが考えられるわけでございます。そういう際には、その直近の値段という以下におきまして、売りに対しては買う、買いに対しては売るというふうに、それを自己売買でもってつないでいくことが、投資家の売り買いという、場合によりましては一方通行的なことになりがちなところをふさぎまして、株価を連綿的に維持していくことになるわけでございます。そういうことを中心にいたしました補完的な場合に限る、あるいはその量なりウェイトに限るというものを業務方法書にうたっているわけでございます。事実その免許制移行前の姿に比べますと、証券会社のディーラー業務、そのポジション、ウェイトというものはずっと縮小しております。さようなことを通じまして、とにかくこの両方兼営をしていくことが

弊害をもたらさないように指導していくというところで当面いかにざるを得ないのではないかと。またもう一つ考えますと、アンダーライター業務も、確かにこれはブローカー業務なりディーラー業務と分離すべきものであると存じます。というところは、アンダーライター業務はもろろんぺんに買い取りまして売っていくわけでございます。して、いわばその証券会社でアドバイザーといたしましてその発行の計画に参画するわけでございます。それから、いわば一種のインサイダーといたしまして、事前にいろいろ情報が入手しやすいわけでございます。それを自分のところで入手して、そして一方行なっておりますところの自己売買業務でございまして、あるところはブローカー業務におきまして、それを自分のところから利用いたしますと、それは非常にある投資家を欺瞞する。インサイダーのそういうレポート的な情報を自分だけが悪用してしまふ、こういうことにもなりがちでございまして、確かにそういう面から見ますと、このアンダーライター業務というのとはディーラー業務なしいしはブローカー業務というのと分離することが好ましいことでございまして。ただ、これにつきましては、やはり右から左に投資家に売りさばっていく、売れるような増資をしていくということが筋でございまして、自分が引き取って、またキャピタルゲインということが目的ではございませぬので、したがって、その際はわれわれの指導を通じて、そういう場合の売買業務は、こういう場合には先ほどのブローカー業務の補完としてのディーラー業務に限定しております。このアンダーライター業務の機能に即して、それを考慮した自己売買業務ということとは認めておりませんので、それをきびしく行政指導で規制していただく、こういうことで当面いかにざるを得ないのではないかと思はれますけれども、長い将来の、また理想的なあるべき姿といたしましては、確かに職能分離の問題、これはやはり問題意識として持ち続けなければならぬだろう、かように考えます。

○貝沼委員 この分離は私もどうしても必要だと思ひます。しかしながら、分離しても、もともと同じであつたというつながりがあればこれは何にもならないのであつて、その辺もよく注意をして進めていただきたい。さらに、非常にこまかい問題になります。公認会計士の報酬の面でありまして、これはどこからいただくふうになつておりますか。

○志場政府委員 公認会計士が監査契約を会社と結ぶ、有価証券発行会社と結ぶわけでありまして、有価証券の発行会社が監査報酬を支払うわけでございます。

○貝沼委員 それで、自分が報酬をもらう会社の監査をするわけですね。これはもう悪い公認会計士が多いわけではありませぬから、私は一がいに言うことはできないと思ひますけれども、しかし第三者からなされた場合、自分が報酬をいただくながらそれを監査をするというところは、何となくそこに疑問を持たせるような、ちょっと気になるような、ちょっと手かげんしているのではないかと。そういうふうな疑いを持たせるおそれがあるのではないかと。たとえば一つの協会をつくつて、そうしてブルしたものをそこから支払うとか、何らかの方法があつていいのではないかと。この点についてはどうにお考えですか。

○志場政府委員 確かにそういう日本の情緒といひますか、これは世界的でもあるのかも存じませぬけれども、報酬をもらいながらけちをつけるというふうなことに、心理的抵抗といつたやうなもの、確かにいままでのプロセスの中にはあつたかと思ひます。ですから、粉飾問題といふものが、一般的に社会的な大きな問題であるかといふことを、一般の投資家のみならず、発行会社自体、またこれに関与した公認会計士自体といふものがきびしく思ひ知らされるにつれて、いまもいたしましては私はそういう意味の抵抗感といふものは公認会計士の頭の中からは消えておる、かように考えていいのじゃないかと思ひます。

